

石川町第5次総合計画
後期基本計画

目 次

第1章 部門別計画

1	にぎわいと活気のあるまち（産業）	1
2	健やかで人にやさしいまち（保健・福祉・医療）	11
3	豊かな心と文化を育むまち（教育・文化・スポーツ）	23
4	安全・安心で快適なまち（生活・環境）	32
5	ともに力を合わせてつくるまち（地域自治）	47
6	町民の信頼に応えるまち（町民・行政）	60

第2章 まちづくりプロジェクト

	人と森と土をつくるプロジェクト	67
	ORAH O（おらほ）のまちづくりプロジェクト	68
	子育て夢プロジェクト	69
	ふるさといしかわ人づくりプロジェクト	70
	さくらの郷づくりプロジェクト	71

第1章 部門別計画

1 にぎわいと活気のあるまち（産業）

【施策の体系】

（1）農林業の振興

○農業・農村の振興

- ① 農業生産の振興
- ② 多様な担い手の育成・確保
- ③ 農村の多面的機能の発揮
- ④ 農業生産基盤の整備
- ⑤ 高度情報化の推進

○林業の振興

- ① 森林資源の保全と活用

（2）商業の振興

- ① 地域商業の均衡ある発展の誘導
- ② 商店街活性化の促進
- ③ 事業者の経営基盤の強化
- ④ 中心市街地の再生に向けた活動及び提案

（3）企業の振興

- ① 企業立地の促進
- ② 中小企業の経営基盤の強化
- ③ 雇用の安定確保

（4）観光の振興

- ① 観光資源の活用の推進
- ② 観光イベントの充実
- ③ 観光客誘致の推進
- ④ 母畑レークサイドセンターの利用促進

(1) 農林業の振興

【前期の取組み】

- ・地域で農業振興を担う主要な農業団体、生産者グループを中心に生産振興につながる施策を展開しました。
- ・東日本大震災、原子力発電所事故の発生後は、震災関連復旧事業、風評被害対策関連事業を実施しました。

【今後の課題】

原子力発電所事故後は、風評による農畜産物価格の下落、放射能の影響による生産活動の制約など、農業を取り巻く環境は厳しくなっています。林業関係においても同様に放射能の影響が大きく、林産物、ほだ木等の産出で出荷が制限されるなど生産が停滞しています。

原子力発電所事故の影響による産業全般にわたる深刻な被害を克服するため、中長期の「産業支援助策行動計画」を策定し、復旧復興を図る必要があります。

【施策の方向】

石川地方農業振興計画（第3期アグリプラン21）を基本に施策を展開します。原発事故後の対策として、農産物の風評被害対策を継続します。土壌調査の実施結果等をもとに農産物への放射能低減対策を推進します。米全袋検査や果樹全箱検査の実施による徹底した放射能の検査体制を確立し、安全・安心な農産物の販売戦略を構築します。また農業担い手確保の施策を推進します。

【施策の概要】

○農業・農村の振興

①農業生産の振興

・水田農業の振興

「石川地方水田農業ビジョン」の趣旨と方向を的確に捉え、地域営農システムの構築と「あぶくま太陽米」の生産振興を図ります。また、安全・良質な米づくりと他産地と競合できる低コスト生産の普及拡大に取り組み、環境にやさしい米づくり、さらに稲発酵粗飼料や飼料米の生産を推進しながら、契約栽培や従来の原料販売から精米販売などへの商品化を図るなど、消費者、実需者（※）に喜んで購買してもらえる米づくりを推進します。

放射能対策として「ふくしまの恵み安全・安心推進事業」の米の全量全袋検査を継続して行い、消費者に対して安全安心の信頼回復を図っていきます。

※ 実需者：小売・卸売業者、加工業者、外食業者などを言います。

・園芸作物の振興

大消費地近接産地という有利な立地条件を活かすこともできる園芸品目(野菜・果

樹)を戦略作物に位置づけ、その振興・活性化に取り組みます。具体的には、高齢者、女性農業者に適した品目選択と支援や新規品目導入・拡大、遊休農地への果樹品目導入拡大、グリーンツーリズム(※1)導入のための観光果樹園の育成、冬期収穫に適したパイプハウスの導入・拡大、価格安定制度の加入品目拡大と安全な園芸農業を推進するため、トレーサビリティシステム(※2)の構築など生産意欲の喚起と、きめ細かな栽培技術指導により振興を図ります。

スーパーや個別の実需者との直接取引を拡大し、直売所との連携強化を図りながら、農産物加工センターの設置検討と農畜産物の6次産業化(※3)を推進します。

風評被害対策として、県で進める「ふくしまの恵み安全・安心推進事業」に取り組み、消費者に対して園芸作物の安全性を証明していきます。

放射能を含む農林業系副産物等の取り扱いについては、国等の処分方針に沿い、一時保管、減容化の取り組みを図ります。

- ※1 グリーンツーリズム：農山漁村などに長く滞在し、農林漁業体験やその地域の自然や文化に触れ、地元の人々との交流を楽しむ旅を言います。
- ※2 トレーサビリティシステム：スーパー等に並んでいる食品がいつ・どこで・どのように生産・流通されたかについて、消費者の皆さんがいつでも把握出来る仕組みのことで。
- ※3 6次産業化：農業が農産物を生産するだけでなく、それを加工し販売するところまで視野に入れた事業展開をすることにより、農業者が多くの利益に関われる仕組みを作ろうという考え方を言います。

・畜産の振興

低コスト生産・高品質化等による経営体質の強化、優良雌牛の育成や遊休農地や転作水田(稲発酵粗飼料や飼料米等)の活用による粗飼料の自給体制の確立と耕畜連携の推進、家畜防疫の充実、衛生対策を徹底します。また、計画的な家畜排せつ物処理施設の整備や地域内堆肥利用循環システムの確立、「福島県産いしかわ牛」のブランド確立のためのPRや飼養頭数の増頭推進、飼養管理ヘルパー体制の構築、担い手確保のための事業を推進します。

放射能に汚染された農林業系副産物については、国等の処分方針に沿い、一時保管、減容化の取り組みを図ります。

②多様な担い手の育成・確保

・認定農業者などの育成

地域農業の中心的担い手である認定農業者などを育成し、経営規模拡大と生産性の向上を図るため、各種研修会への参加及び情報化の普及推進に努めます。

また、意欲的な担い手へ農用地の利用集積が図られるよう、関連事業を活用し農地の集約を推進します。

- ・ **女性農業者の育成、高齢者・定年帰農者活動の促進**

地域農業を支えている女性農業者が持つきめ細やかな能力を十分発揮し、積極的に意見が反映できる条件整備と実践活動を支援します。

また、シルバー人材センターに登録されている高齢者や定年帰農者などを活用した総合的な活動を促進します。

- ・ **新規就農者対策の推進**

就農に際して将来の展望が図られるような農業・農村の条件整備を進め、農業団体等と連携した長期継続的な支援体制を確立し、青年農業者やUターン・Iターン農業者など新規就農者の誘導に努めます。また、青年就農給付金等により就農者を支援します。

- ・ **集落営農組織等の育成**

低コスト、農作業の省力化を推進し、収益性の高い農業経営と集落環境等の整備、地域農業の維持・発展を図るため、地域及び営農の実態などに応じたあぶくま式地域営農システム（※）を構築します。また、経営体として整備された集落営農組織については、農業法人化への誘導に努めます。

※ あぶくま式地域営農システム：地権者の組織による農用地利用改善団体の育成と中核的担い手の組織化による作業受託等の効率化及び集落ぐるみで取り組みを進める営農組織の育成を図るシステムを言います。

③ 農村の多面的機能の発揮

- ・ **農村の多面的機能の維持・遊休農地の有効活用**

農村の持っている国土保全機能・水源のかん養機能・良好な景観形成など多面的機能を維持するため、「中山間地域等直接支払交付金制度」「農地・水・環境保全向上対策」などを活用し、地域連携のもとに農地の保全に努めます。

また、事業区域内や中山間地域などの耕作放棄の防止に努めるとともに、遊休農地の中でも要活用農地の活用方法を検討していきます。

- ・ **グリーンツーリズムの推進**

都市住民や消費者との交流、観光、農産物の販売、森林の機能保全、二地域居住などとの効果的な連携を図る「都市住民の憩いの場」として、農村地域を愉（たの）しむ滞在・体験型の余暇活動を推進し、体験農業の受け入れや農産物の直接販売などによる農家所得の確保により地域農業の活性化を図ります。

④ 農業生産基盤の整備

- ・ **有機リサイクル処理**

畜産農家における家畜排せつ物の適正処理及び間伐材等の森林資源の有効活用、

更には農業生産の中での稲わらや籾殻の有効活用を図るため、有機リサイクル処理施設の整備を図ります。また、放射能に汚染された有機物については、国等の処分方針に沿い、一時保管、減容化の取り組みを図ります。

・ほ場整備事業の推進

高率補助事業を取り入れ、受益者の負担を軽減することで、大型機械の導入と農業経営の合理化及び農地の集積化で生産性の向上と省力化を図り、ほ場整備事業の推進と直播栽培の拡大を推進します。

⑤高度情報化の推進

高度情報化、多様化に対応するため、農業団体や関係機関と連携を図り、新たな農業技術の普及、経営の合理化、並びに効率化を図るための情報化を推進します。

○林業の振興

①森林資源の保全と活用

原子力発電所事故前の生産活動に回復させるため、林産物の生産現場となる森林の放射能の低減を図るとともに、低減化対策により生じる放射能を含む農林業系の廃棄物の減容化を図ります。更に森林の持つ多彩な機能を回復させ、森林資源の保全に努めるとともに、原発事故後の生産活動の再開に向け支援していきます。森林の資源としての循環的利用の推進では、生産基盤の改善、地元産材の利活用、森林環境教育の普及促進、森林整備・保全意識の醸成を図ります。

また、広葉樹林や天然林の保育などの整備を推進し、自然景観、水資源の確保、土砂災害防止など、森林の持つ公益機能の保全と活用、さらには、地球温暖化防止に努めます。

【主な実施事業】

- ・ 中山間地域等直接支払交付金事業
- ・ 農地、水、環境保全向上対策
- ・ 森林整備及び森林環境教育の推進
- ・ 造林保育事業の促進
- ・ 東日本大震災関連農業振興事業
- ・ 園芸作物振興事業（ふくしまの恵み安全・安心推進事業）

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	計画時 (H19)	現状値 (H23)	後期目標値 (H30)
認定農業者数	農家経営の安定化を図る	人	57	57	73
集落営農組織数	地域農業の振興を図る	集落	3	6	14
森林整備率	人工林の造林、保育を進める	%	47	47	53
米全量全袋検査数	安全性の証明を図る	袋	—	—	13万 (H25)

(2) 商業の振興

【前期の取組み】

- ・ 中心市街地活性化策として、商工会や各種団体と連携し、商業祭などの町なか賑わい事業を行いました。
- ・ 地元商店街で利用することができるさくらカードポイント事業などは、町民に着実に根付いてきている事業です。
- ・ 事業者向けの取り組みとしては、中小企業経営合理化資金の預託や、信用保証料の補助など行いました。

【今後の課題】

中心市街地は、長い歴史の中で町民の生活や文化を育み、地域経済やまちづくりを支えてきたことから、賑わいを取り戻し、魅力ある中心市街地としての再生が求められています。

そのためにも、消費者の多様なニーズを的確に捉えた商業スタイルへの移行やサービスの向上など、経営体質の改善や、人々が集い合えるコミュニティ機能を充実させた魅力ある商店街の形成を図る必要があります。

原子力発電所事故の影響による産業全般にわたる深刻な被害を克服するため、中長期の「産業支援対策行動計画」を策定し、復旧復興を図る必要があります。

【施策の方向】

賑わいのあるまちづくりをめざし、商業核の形成や商業基盤の強化を進め、経済環境の変化や消費者ニーズに柔軟に対応できる魅力と活力ある商業の活性化を図ります。

【施策の概要】

①地域商業の均衡ある発展の誘導

多様な消費者ニーズや高齢者の増加に的確に対応するため、日常生活にかかわりの深い商店街と郊外の中型小売店舗との機能分担と相互連携による地域商業の均衡ある発展を目指します。

②商店街活性化の促進

日常生活に欠くことのできない商店街の活性化を図るため、コミュニティの場としての商店街づくりを促進します。また、中心市街地については、個性的で魅力ある中心市街地づくりに向けたまちづくり活動と商業活性化の一体的な取り組みを進めます。

更には、新たな商業の創出による市街地活性化を図るため、空き店舗の活用やコミュニティビジネス（※）など創業、起業の支援に努めます。

- ※ コミュニティビジネス：町民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業の総称です。

③商業者の経営基盤の強化

商工会と連携して、各種融資制度や経営相談などの充実に努め、中小企業者の経営基盤の強化を支援します。

④中心市街地の再生に向けた活動及び提案

中心市街地の空洞化（空き店舗、空地、人口減）への対策を進めるにあたって、地域住民、公的機関、商店街、金融団等関係機関と連携し具体的な再生プランを提案します。また、継続的なにぎわいづくり（イベント、商業祭）を実施し、町の魅力づくりを行います。

【主な実施事業】

- ・ 中小企業経営合理化資金貸与事業
- ・ 空き店舗、空き地の利活用事業
- ・ ふくしま復興特別資金融資事業

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	計画時 (H19)	現状値 (H23)	後期目標値 (H30)
中心市街地空き店舗の活用	商業の活性化	店舗	1	1	5
さくらカード加盟店数	商業の活性化	店舗	96	84	105

(3) 企業の振興

【前期の取組み】

- ・ 定期的に企業を訪問し、御用聞きの取り組みを行いました。
- ・ 既存企業への支援策として、展示会等出展補助金の実施や立地企業セミナーを開催しました。
- ・ 金融や雇用対策支援等の情報提供に努めました。
- ・ 企業誘致のため、企業や関係機関への訪問、各種セミナーや展示会等への参加など誘致活動を行いました。

【今後の課題】

企業の立地は、若者の就労機会の拡充と町民所得の向上、若者の定住化等による人口流出の歯止めには大きな効果が期待されることから、地域経済に波及効果を期待できる優良な企業の誘致を図る必要があります。

また、既存企業においては、経営基盤の強化や独自技術の開発、高度情報化への対応などに積極的に取り組むことが求められるほか、農産物などの地域資源を活用した新たな加工品の開発等も進めていく必要があります。

原子力発電所事故の影響による産業全般にわたる深刻な被害を克服するため、中長期の「産業支援対策行動計画」を策定し、復旧復興を図る必要があります。

【施策の方向】

地域経済の自立的な発展のため、企業誘致や創業支援などによる新産業の創出と中小企業の経営基盤の強化を進めます。

また、震災復興に向けた取り組みとして、ふくしま産業復興投資促進特区の認定を受け、町内企業への各種支援を行います。

【施策の概要】

①企業立地の促進

地域経済の発展に向けて、誘致活動の強化に努め、雇用の拡大や新産業の創出など、地域経済への波及効果を期待できる優良企業の誘致を促進します。

②中小企業の経営基盤の強化

経営診断や各種融資制度、セミナーの充実や特区制度の活用など商工会と連携し中小企業の経営改善、人材育成や販路拡大の支援に努め、中小企業の振興と産業の流出防止を図ります。

③雇用の安定確保

雇用機会の拡大と雇用環境の安定を図るため、雇用対策の推進を図ります。

【主な実施事業】

- ・ 中小企業の育成支援事業
- ・ 企業と行政の情報交換
- ・ 展示会等出展支援事業
- ・ 雇用対策推進事業

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	計画時 (H19)	現状値 (H23)	後期目標値 (H30)
誘致企業件数	雇用の確保	社	18	18	22

(4) 観光の振興

【前期の取組み】

- ・ 本町の強みであるバリエーションに富んだ温泉旅館、宿泊施設を全国にPRしました。
- ・ また、東日本大震災、原子力発電所事故の発生後は、温泉や観光施設の誘客キャンペーン事業を展開し、観光客の回復に努めました。

- ・石川町の桜を全国にPRすべく、桜まつりイベントの内容強化、関連する特殊性のある取り組みを打ち出し、さくらPR活動を行いました。

【今後の課題】

近年、観光客のニーズも多様化・個性化し、グリーンツーリズムや体験型の観光などに関心が高まっています。さらに、観光人口に大きなウエートを占める高齢者等に対応した観光のあり方や、施設整備の配慮が求められています。また、町内の観光資源を活用した特色あるイベントや広域観光コース等の提供が求められています。

原子力発電所事故の影響による産業全般にわたる深刻な被害を克服するため、中長期の「産業支援対策行動計画」を策定し、復旧復興を図る必要があります。

【施策の方向】

既存観光資源の整備・充実に努めながら、参加体験型、本物志向型観光など、ニーズへの対応を推進し、観光入込客数増加を目指します。

観光素材の再発掘をすすめ、地域ブランドを開発し、情報を発信することで、認知不足を解消します。

東日本大震災、原発事故による風評被害対策を継続して行っています。

【施策の概要】

①観光資源の活用の推進

既存の観光資源の連携を図ると共に名所旧跡などの新たな観光資源の発掘と活用、及び石川ブランドの創成を図ります。

②観光イベントの充実

自然、歴史、文化などの地域特性を活かしたイベントの開催をはじめ、町民による新たなイベントの創出に取り組みます。

③観光客誘致の推進

インターネットの活用などにより、観光情報を積極的に発信するとともに、関係企業や関係団体と連携して観光客の誘致を進めます。

④母畑レークサイドセンターの利用促進

母畑レークサイドセンターの環境や設備を活かし、効果的な利用促進を図ります。

【主な実施事業】

- ・広域観光連携事業
- ・観光PR事業
- ・さくら保全・管理事業
- ・さくらの杜づくり事業

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	計画時 (H19)	現状値 (H23)	後期目標値 (H30)
交流人口者数	交流人口の増加による 観光振興	人	34万	20万	50万
今出川・北須川の老朽 桜の管理・保全	資源の有効活用による 観光振興	本	100	1,500	5,000
桜の名所づくり (植栽)	新たな観光資源の創出	本	100	1,300	2,000
観光物産情報のホー ムページアクセス数	観光物産情報の発信 による観光振興	件	2万	3.8万	6万

2 健やかで人にやさしいまち（保健・福祉・医療）

【施策の体系】

（１）地域福祉の推進

- ① 地域福祉推進体制の充実
- ② 相談支援体制の充実
- ③ ボランティアセンターの充実
- ④ 生活援護の充実
- ⑤ 消費生活の向上

（２）児童福祉の充実

- ① 親と子の健康づくりの推進
- ② 子育て支援体制の充実
- ③ 子育て家庭への経済的支援
- ④ 地域における子育て支援の充実
- ⑤ 子どもの健全育成と教育

（３）障がい者福祉の充実

- ① 相談支援体制の充実
- ② 地域での生活の場の確保
- ③ 在宅サービスの充実
- ④ 地域生活への移行促進
- ⑤ 社会参加の促進
- ⑥ 一般就労の促進

（４）高齢者福祉の充実

- ① 自立生活支援の推進
- ② 生きがい対策及び社会活動事業の推進
- ③ 施設運営の支援

（５）人権尊重・男女共同 参画の推進

- ① 人権尊重の推進
- ② 権利擁護事業の推進
- ③ 男女共同参画社会の形成

（６）保健・医療の充実

- ① 思春期保健、性教育の充実
- ② 乳幼児期からの健康づくりの推進
- ③ 生活習慣病予防の充実
- ④ 感染症予防事業
- ⑤ こころの健康支援事業
- ⑥ 適正な医療体制の整備
- ⑦ 介護予防事業の推進
- ⑧ 放射能不安払しょくのための支援の充実

（７）保険制度の充実

- ① 介護保険制度の充実
- ② 国民健康保険制度の充実
- ③ 後期高齢者医療制度の充実

(1) 地域福祉の推進

【前期の取組み】

- ・石川町地域福祉ネットワーク関係機関合同会議、講演会等を開催しました。また、相談別に支援の流れをわかりやすく標記した小冊子を作成しました。
- ・消費生活相談に関する研修会の開催やチラシを配布し注意喚起に努めました。

【今後の課題】

急速な少子高齢化、核家族化の進行や家族形態・生活形態の多様化に加え、プライバシー意識の高まりなどから、地域での交流やつながりが希薄化、消極化し、家族や地域で支えあう機能が弱まっている中で、福祉に対する要望は複雑化・多様化しています。

これらのニーズに応えるため施策の充実に加え、地域住民が情報を共有しながら住民自らが福祉活動を展開して行く必要があります。

【施策の方向】

誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して生活ができる地域福祉社会を実現するため、福祉への理解を深めるとともに地域福祉を推進する体制の充実を図ります。

【施策の概要】

①地域福祉推進体制の充実

地域住民同士の支え合い機能の強化と、関係機関の連携推進を図り、地域住民・関係機関・行政の協働による地域福祉ネットワークの充実に努めます。

②相談支援体制の充実

公的機関や民間事業者等との連携を図り、総合的な相談支援体制の充実と適切なサービスの提供に努めます。

③ボランティアセンターの充実

地域課題の解決や公的サービスの補完などに重要な役割を担うボランティア（※）活動の人材の育成・確保とともに、誰でも気軽に参加し自主的に運営・活動できるボランティアセンターの機能の充実に努めます。

※ ボランティア：報酬の有無に関係なく、自発的に自由意思でなんらかの奉仕行為などを行うことを言います。

④生活援護の充実

ひとり親家庭、寡婦(夫)、低所得者などにおける生活の安定と自立を促すため、地域や関係機関が連携して、生活相談や生活指導を行なうとともに貸付制度をはじめ各種援護制度の適切かつ効果的な活用に努めます。

⑤消費生活の向上

消費生活における被害の未然防止と消費者の自立促進のため、一人ひとりが主体的かつ適切に判断できるよう、情報提供と消費者教育に努めるとともに、消費者に関する相談など消費者保護対策に努めます。

【主な実施事業】

- ・総合相談支援事業
- ・地域福祉ネットワーク事業
- ・認知症高齢者見守り事業

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	計画時 (H19)	現状値 (H23)	後期目標値 (H30)
認知症サポーター数	認知症高齢者の理解者を増やす	人	400	1,538	2,300
ボランティア登録団体数	ボランティア活動の充実を図る	団体	13	21	35

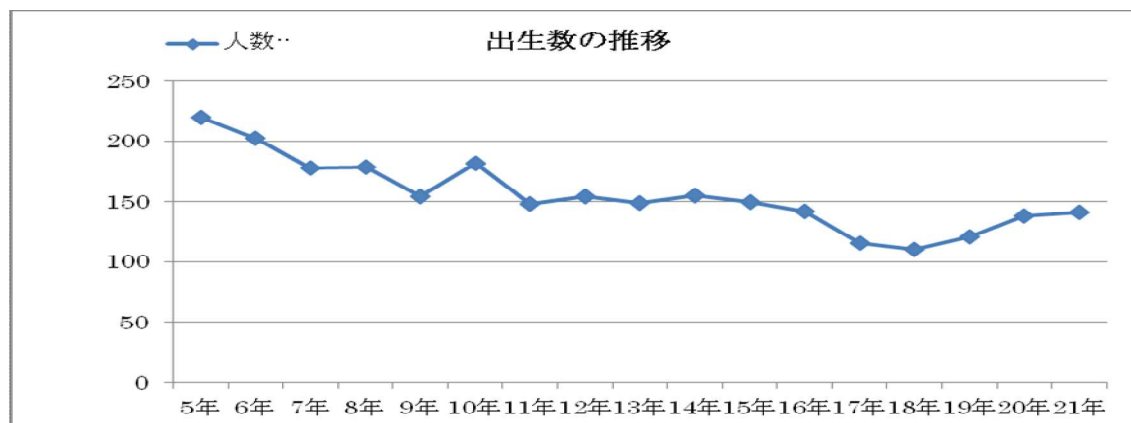
(2) 児童福祉の充実

【前期の取組み】

- ・核家族化が進む中で、子育てサロンやふれあい広場など保育所入所前の児童等を持つ親子に交流の場を提供し、子育ての孤立防止に努めるとともに、乳幼児健診を実施しながら、保健センター、保育所、小・中学校等との連携を図る体制づくりに努めました。
- ・放課後児童対策として放課後児童クラブを実施するほか、原発事故による放射能への対応として保育所・児童館園庭の表土改善を実施しました。

【今後の課題】

核家族化が進展する中、子育てが孤立するなど子どもを取り巻く環境が厳しく変化していることから、地域や行政が協力して子育てを支援する体制を確立する必要があります。また、小中学校統合計画に併せ、放課後児童対策を拡充して行く必要があります。



【施策の方向】

従来の子育てのための施策に加え、子をもつ親の働き方の見直しや子どもの自立を促す施策など、広い範囲での支援が必要となることから、行政・地域・企業などがそれぞれの役割を担いながら、安心して子育てができるまちづくりを目指します。

【施策の概要】

①親と子の健康づくりの推進

母親の妊娠・出産から新生児期を経て学童・思春期を迎えるまでの子どもの健やかな成長を促すため、保健センター、保育所、幼稚園、小・中学校等のそれぞれが情報を提供しあい、つながりが途切れることのない体制づくりを進めます。

②子育て支援体制の充実

核家族と女性の社会進出が進む中、子育てと仕事の両立支援ができるよう保育サービスの充実と支援体制づくりに努めます。また、小・中学校統合を見据えながら、子どもたちが放課後安心して過ごすことができる環境づくりに努めます。

③子育て家庭への経済的支援

少子化を招いている要因のひとつとして、子育てに伴う経済的負担感が大きいことから、児童手当の支給や低所得世帯への保育料の軽減、乳幼児医療費の助成とともに、これら制度の受給資格など積極的な情報の提供に努めます。

④地域における子育て支援の充実

子育てをめぐる環境が厳しくなる中で、家庭の子育て機能が低下していることから、親として果たすべき役割や責任を啓発するとともに、地域における子育て支援事業の拡充に努めます。

⑤子どもの健全育成と教育

いじめや非行、不登校、引きこもり等が社会問題となっていることから、学校と家庭、地域の連携を強化するとともに、地域福祉ネットワークを活用した見守り体制の確立に努めます。

【主な実施事業】

- ・乳幼児健診
- ・保育サービス
- ・放課後児童クラブ
- ・地域の子育て応援事業
- ・子育て世代応援事業
- ・子どもの健全育成応援事業

(3) 障がい者福祉の充実

【前期の取組み】

- ・石川町障がい福祉計画第2期計画に基づき各種の福祉サービスの提供を図りました。
- ・石川地方地域自立支援協議会を設置し、困難事例などの共通認識や専門部会による課題検討などを行いました。
- ・災害時の要援護支援プラン（個別計画）を作成し、災害時の安否確認などを行いました。

【今後の課題】

障がい者等の状況は、高齢化の進行による重度化・重複化傾向のほか、社会環境の激変による職業生活や日常生活上の様々なストレス、薬物の氾濫等の原因による精神障がい者が増加しています。更に、地域社会の理解不足、対応の遅れによる不登校・引きこもり・いじめや非行といった二次障がいの問題も発生していることから、これらに対する対応が必要となっています。また、障がい者等の家族においても高齢化・核家族化など家族形態の変化に伴い、家庭の介助・援護が低下するなど、障がい者等を取り巻く環境は大きく変化しており、多様化する福祉ニーズへの対応が課題となっています。

【施策の方向】

障がいのある人が家庭や地域の中で安心して暮らすことができるよう、ノーマライゼーション（※）の理念のもと、地域住民や福祉関係者との連携・協働による支援体制の整備とともに、福祉、保健、医療、教育、雇用などの分野にわたる施策を推進します。

更に平成25年4月から施行される「障がい者総合支援法」により、障がい者が基本的人権を享有する個人としての生活の自立や社会参加を促進します。

※ ノーマライゼーション：障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々（弱者）が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方を言います。

【施策の概要】

①相談支援体制の充実

多様化する福祉ニーズとこれに対応する福祉サービスが複雑となっている中、障がいのある人が基本的人権を享有する個人として生活を営むことができるよう、行政機関の相談機能強化とともに、専門的な相談機関による相談支援体制の充実を図ります。

②地域での生活の場の確保

住み慣れた地域において生活を送るための日常生活を支援するサービスの提供とともに、地域での居住の場の確保や地域住民による支援体制の整備を図ります。

③在宅サービスの充実

障がいのある人一人ひとりが自分で望む生活を主体的に決定し、地域の中で安心して生活するため、日々の生活を支える様々な在宅福祉サービスの充実に努めます。

④地域生活への移行促進

施設や病院が生活の場となっている障がいのある人が住み慣れた地域に戻り安心して生活できるよう、地域の理解や協力のもとに、医療・保健・福祉関係機関の連携を図り地域への移行促進に努めます。

⑤社会参加の促進

障がいのある人にとって介助者の有無や障がいの部位・機能により外出等の活動や社会参加そのものが制限される傾向にあることから、社会参加のできる環境づくりのための支援体制の整備を図ります。

⑥一般就労の促進

障がいのある人が仕事を持ち社会的・経済的に自立できるよう、企業等への障がい者雇用の理解を求めるとともに、企業等と協力して働く意欲や能力に応じ、移動手段も含めた働きやすい環境の整備及び関係機関の連携による就労支援体制の整備を図ります。

【主な実施事業】

- ・訪問系サービス事業
- ・日中活動系サービス事業
- ・居住系サービス事業
- ・地域生活支援事業

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	計画時 (H19)	現状値 (H23)	後期目標値 (H30)
ケアマネジメント 従事者の養成	障がい者の自立を支援 する	人	2	4	6
障がい者への 就労支援	障がい者の社会的・経済 的な自立をめざす	人	1	4	10

(4) 高齢者福祉の充実

【前期の取組み】

- ・高齢者が自立した生活が送れるよう在宅生活の支援に努めました。また、地域のサロンづくりを支援し生きがい対策と社会活動への参加を推進しました。

【今後の課題】

高齢者が健康で生活できるよう、生きがい対策を推進するとともに、高齢者の社会参加や、就業機会の拡充を図る必要があります。また、長年住み慣れた地域で自立した生活を継続するため、自立を促進するための各種サービスや生活支援とともに介護予防の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

高齢者が家族とともに、あるいは一人暮らしや高齢者のみの世帯でも、住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう自立生活の支援に努めるとともに、元気高齢者育成のため、仲間との交流や長年培った知識、経験を活かし社会活動に参加することや、趣味等の生きがい対策を推進します。

【施策の概要】

①自立生活支援の推進

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、緊急通報体制や在宅生活を支援するホームヘルパー等による家事援助サービスの提供等により高齢者の生活支援の充実に努めます。

②生きがい対策及び社会活動事業の推進

高齢者の豊かな知識、経験、技能を活かした就業機会の確保、農産物の生産及び直売所への出荷、老人クラブ、地域のサロンづくりへの支援等により、生きがい対策及び社会活動参加を推進します。

③施設運営の支援

多様化する高齢者ニーズに対応したサービスを提供するために、既存の福祉施設の運営の充実を図るとともに、管内の特別養護老人ホーム施設運営の支援に努めます。

【主な実施事業】

- ・自立継続サポート事業
- ・老人クラブ助成事業
- ・高齢者地域サロンづくり支援
- ・緊急通報システム運営事業
- ・シルバー人材センター運営支援

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	計画時 (H19)	現状値 (H23)	後期目標値 (H30)
シルバー人材センター登録者数	高齢者の生きがいづくり	人	81	107	200
老人クラブ会員数	高齢者の交流の促進	人	1,522	1,116	1,900
高齢者地域サロン	高齢者の交流の促進	箇所	15	35	39

(5) 人権尊重・男女共同参画の推進

【前期の取組み】

- ・権利擁護に関する研修会を開催し、認知症等高齢者や障がい者の課題について研修しました。

- ・民生児童委員などの研修会で、権利擁護、成年後見制度について周知を図りました。
- ・特設人権相談所の開設（年2回）や人権擁護啓発活動（年1回）、人権の花運動（町内4小学校）の取組みを行いました。
- ・町内の小学校でジェンダー教育の取組みを行いました。

【今後の課題】

社会の多様化とともに、人権や尊厳に対する意識が高まる中、依然として家庭、学校、地域社会など社会生活の様々な局面において、性別による固定的な役割分担、偏見、虐待、DV（※）、いじめなど、表面化しにくい人権侵害が起こらないよう、人権教育や啓発活動が必要となっています。

※ DV（ドメスティック・バイオレンス）：同居関係にある配偶者（内縁関係を含む。）、両親、子、兄弟、親戚などの家族から受ける家庭内暴力のことを言います。

【施策の方向】

障がい者をはじめ、高齢者、児童、女性、ひとり親家庭、その他社会的に弱い立場におかれている人々が安心して生活できるよう、「生命の尊重」「個人の尊重」といった人権尊重の精神を育むとともに、一人ひとりの人権が保障される環境の整備に努めます。

【施策の概要】

①人権尊重の推進

差別や偏見のない一人ひとりの人権が尊重された社会をつくるため、様々な場を通じて人権教育、人権啓発の推進に取り組むとともに、関係機関との連携を強化しながら人権被害者に対する相談体制の充実および救済に努めます。

②権利擁護事業の推進

意思決定能力や身体能力の低下した認知症等高齢者や障がい者などが地域で安心して自立生活を送れるよう、福祉サービスの利用や金銭管理、援助、財産の保全など、権利擁護事業や成年後見制度の利用を進めます。

③男女共同参画社会の形成

家庭・学校・地域・職場など社会のあらゆる分野において、女性と男性が対等にそれぞれの個性と能力を十分に発揮できるよう「いしかわ男女共同参画プラン」を着実に推進するとともに、男女共同参画が可能な環境の整備を進めます。

【主な実施事業】

・ 権利擁護推進事業

・ 男女共同参画推進事業

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	計画時 (H19)	現状値 (H23)	後期目標値 (H30)
女性が参画する審議会等の割合	意思決定過程への女性の参画の推進	%	72.2	81.0	100

(6) 保健・医療の充実

【前期の取組み】

- ・近年の社会状況や震災以後の状況を踏まえ” ころ” の病気への見守りと支援体制づくり並びに学校・校医・保護者等と連携し課題解決に向けて取り組んできました。
- ・震災以降の放射能に対する不安については、内部被ばく検査並びに若い年代での健康診査を実施し不安の払しょくに努めてきました。さらに悪性新生物や心疾患等の生活習慣病の予防、元気高齢者を増やすための介護予防事業の充実に努めてきました。

【今後の課題】

近年、思春期の子どもたちの性の現状は憂慮すべき状況にあり、子どもたちに性や命の大切さ、生きることの意義を伝えていく必要があります。

また、複雑な人間関係や時代を反映して、ころを病んでいるひが増える状況にあり、早期に発見し相談や治療ができる体制を整備する必要があります。

更に、若い年代での悪性新生物や心疾患等の生活習慣病予防と早期発見・早期治療のための健診や保健指導の充実に努める必要があります。また、検査体制の充実により、放射能に対する不安を払しょくする必要があります。

【施策の方向】

妊婦、乳幼児、学童、成人、高齢者と一生涯を通じた健康づくりを推進するため、あらゆる機会を通じ、途切れない支援体制に努めます。また、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるため、町内の医療機関等との連携を深めていきます。さらに、介護予防事業を推進し、高齢者が自立した健康的な生活が送れるよう支援します。

【施策の概要】

①思春期保健、性教育の充実

学校保健、家庭教育等の連携のもとに、思春期教育、性教育の充実に努めます。

②乳幼児期からの健康づくりの推進

乳幼児期での個別支援や保育所・学校保育等と連携した事業の展開を図ります。

③生活習慣病予防の充実

増えている生活習慣病予防のため、健康診断や保健指導の充実に努めます。

④感染症予防事業

疾病の発生を抑え、蔓延を防ぐため、感染症に関する正しい情報の提供、検診・予防接種の充実を図ります。

⑤こころの健康支援事業

こころや様々な悩みに柔軟に対応できるよう、総合相談体制の整備と充実を図ります。

⑥適正な医療体制の整備

各医療機関等と連携し、必要な時に必要な医療が受けられるよう、適正な医療等の整備に努めます。

⑦介護予防事業の推進

二次予防高齢者・一般高齢者に対する介護予防施策を推進し、元気な高齢者を増やします。

⑧放射能不安払しょくのための支援の充実

県民健康管理調査とあわせ、個別相談や講演会を開催し、放射能に対する不安を払しょくする支援を充実させます。

【主な実施事業】

- ・小中高校における思春期教育
- ・妊婦及び各乳幼児健康診査並びに各種教室
- ・“こころ”を含めた総合相談
- ・各種がん検診並びに総合健診
- ・各種予防接種
- ・保育所、小中高校での生活習慣病予防の健康教育
- ・2次予防高齢者並びに一般高齢者のための介護予防事業

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	計画時 (H19)	現状値 (H23)	後期目標値 (H30)
がん死亡者数 (うち70歳以下)	がん検診実施項目での がん死亡者を減らす	人	22	55	45 (0)
脳血管死亡者数 (うち70歳以下)	若い年代での脳血管死 亡数を減らす	人	17 (5)	11 (1)	5 (0)
特定健診受診率	受診率を上げる	%	45.0	31.6	70.0
運動サロン	元気高齢者を増やす	人	2,296	3,370	3,300
自殺者数	自殺者数の減少	人	9	4	0
AEDの設置台数 (民間施設を除く)	緊急時の対応として設置 台数を増やすとともに救 急法の講習会を実施する	台	2	43 (達成)	

(7) 保険制度の充実

【前期の取組み】

- ・第4期石川町介護保険事業計画の施設整備目標に沿って、認知症対応型共同生活介護が1ユニット整備されました。現在、第5期介護保険事業計画により更なる介護サービス基盤の確保に努めています。また、保険料収納率向上のため、滞納者に対しては訪問徴収を行い、収納率の向上に努めました。
- ・国民健康保険制度において、個人ごとの医療費の状況周知と不正請求防止を目的として、医療費通知を実施しました。また、薬剤費抑制を目的として、「ジェネリック医薬品利用促進のお知らせ」を実施しました。更に医療費適正化のため、レセプト点検を実施しました。
- ・後期高齢者医療制度において、高齢者への制度周知のため、通知等送付の際に字が大きい説明書を添付しました。

【今後の課題】

- ・介護保険制度は、サービス基盤の整備や保険制度の周知に努めるとともに、保険制度の安定的な運営を図る必要があります。
- ・国民健康保険においては、被保険者の健康増進等により医療給付費の増大を抑制するとともに、後期高齢者支援金の加算額抑制のためにも、特定健診、特定保健指導の受診率を向上させる必要があります。
- ・後期高齢者医療制度においては、事務処理の更なる向上と医療給付費の増大を抑制するため、保健事業を充実させる必要があります。

【施策の方向】

- ・介護保険制度については、要介護者が安心して自立した生活を続けられるよう、保険制度の安定した運営を図るため、要介護認定の適正化や公平公正な保険料の賦課徴収に努めます。
- ・国民健康保険においては、医療費適正化等の事務事業の向上により保険財政の健全維持に努めます。
- ・後期高齢者医療制度においては、福島県後期高齢者医療高齢者医療広域連合と連携を密にして、事務の迅速化と保健事業の充実に努めます。

【施策の概要】

①介護保険制度の充実

多様化する要介護者のニーズに的確に対応するため、介護のサービス基盤を計画的に整備するとともに、公平性と客観性を確保し、適正な介護認定と給付費の適正化を図ることで良質なサービスの提供に努めます。また、的確な利用推計により保険料の適正化に努めるとともに、保険制度を安定的に運営するため、収納率の向上に努めます。

②国民健康保険制度の充実

保健事業の推進により被保険者の健康増進を図り、医療費の増加を抑制します。また、レセプト点検等の適正化事務事業を充実させ、医療費の適正化に努めます。また、保険税の適正賦課、収納率の向上により、保険財政の更なる健全化を目指します。

③後期高齢者医療制度の充実

福島県後期高齢者医療広域連合と連携を密にして、保健事業を充実するなどして、高齢者医療費の適正化に努めます。また、高齢者が安心して医療制度を利用できるよう、制度の丁寧な周知、説明に努めます。

【主な実施事業】

- ・介護給付適正化事業
- ・シネリック医薬品利用促進通知送付事業
- ・特定健診
- ・医療費通知送付事業
- ・レセプト点検事業
- ・人間ドック事業
- ・保健指導事業

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	計画時 (H19)	現状値 (H23)	後期目標値 (H30)
要介護認定率	要介護者を増やさ ない	%	14.0	17.0	14.0
1人当たりの医療 費	一人当たり医療費 の伸びを抑える	千円	236	287	301
特定健診受診率の 向上受診者数／被 保険者数（40～ 74歳）	生活習慣病の早期発 見	%	—	32	50

3 豊かな心と文化を育むまち（教育・文化・スポーツ）

【施策の体系】

- | | |
|-----------------------------|----------------------|
| (1) 生涯学習の充実 | ① 生涯学習推進体制の整備 |
| | ② 生涯学習機会の充実 |
| | ③ 社会教育の充実 |
| | ④ 生涯スポーツの振興 |
| (2) 青少年の健全育成 | ① 家庭教育の充実 |
| | ② 青少年活動の推進 |
| | ③ 青少年健全育成環境の整備 |
| (3) 学校教育の充実 | ① 地域に開かれた特色ある学校教育の推進 |
| | ② 教師の指導力の向上と確かな学力の育成 |
| | ③ 豊かな人間性の育成 |
| | ④ 児童生徒の健康・安全確保の推進 |
| | ⑤ 情報化教育と国際理解教育の推進 |
| | ⑥ 施設整備・学習環境の整備充実 |
| | ⑦ 学校統合の推進 |
| (4) 文化の振興と文化遺産・
鉱物の保存・活用 | ① 芸術・文化の振興 |
| | ② 文化財の保護・活用と愛護思想の高揚 |
| | ③ 鉱物の展示と活用 |
| | ④ 図書利用環境の充実 |
| | ⑤ 町民文化の環境整備 |
| | ⑥ 石川町史の活用 |
| (5) 町史編纂事業の推進 | 〈平成24年度編纂完了〉 |

(1) 生涯学習の充実

【前期の取組み】

- ・学校、地域、民間団体などと連携を図りながら組織体制の整備に努めました。
- ・町民の多様化する学習ニーズに即した教室・講座を開設しました。
- ・社会教育団体や自主的な学習活動の育成・支援に努めるほか、現代的課題や地域の特性を活かした事業を推進しました。
- ・各種スポーツ団体等と連携を図りながら生涯スポーツの振興に努めました。

【今後の課題】

多様化する社会の中で、生涯学習活動による自己実現を支援し、生きがいや新しい価値観を発見する学習機会の拡大が求められています。

また、関係機関と連携を図りながら、地域づくりや福祉などの取り組みと結びつけ、活動の楽しさや地域の豊さが実感できる生涯学習のあり方が課題となっています。

【施策の方向】

各自治センターで盛んに実施している生涯学習事業を支援するため連絡調整を密にしながら、学習の成果を地域社会に還元できるよう努めるとともに、「いつでも、どこでも、だれでも」自由に学べる学習環境の整備に努めます。

【施策の概要】

①生涯学習推進体制の整備

学校、地域、民間団体などと連携を図りながら組織体制の整備に努めるとともに、生涯学習のまちづくり（※）につながる事業を推進します。また、町民一人ひとりの自主的・自発的な学習を支援するため、生涯学習の情報の提供や相談体制の充実を図ります。

※ 生涯学習のまちづくり：教育基本法に規定する生涯学習の理念として、豊かな人生を送ることが出来るように、生涯に亘って、あらゆる機会・場所で、個々に学べ、その成果を適正に活かすことが出来る社会が実現できるまちづくりを言います。

②生涯学習機会の充実

町民の多様化する学習ニーズに即した教室・講座を開設するとともに、社会教育施設の効率的な運営と活用を図り、適正な維持管理に努めます。

③社会教育の充実

社会教育団体や自主的な学習活動の育成・支援に努めるほか、各種研修会などを通してリーダーの育成に努めます。また、地域住民の協力を得た公民館活動を推進するとともに、現代的課題（※）や地域課題に即した事業、さらには地域の特性を活かした事業を推進します。

※ 現代的課題：少子高齢化、環境問題、コミュニティの希薄化など、今抱えている一般的な諸課題を言います。

④生涯スポーツの振興

町民が健康でいきいきと生活できるよう、各種スポーツ団体等と連携を図りながら生涯スポーツの振興に努めます。また、スポーツやレクリエーション指導者の育成に努めるとともに、体育施設の効率的な運営と活用を図り、適正な維持管理に努めます。

【主な実施事業】

- ・生涯学習推進事業
- ・社会教育推進事業
- ・スポーツ振興事業

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	計画時 (H19)	現状値 (H23)	後期目標値 (H30)
自主運営のサークル数	町民の自主学習環境を整備	団体	118	101	110
生涯学習ボランティア講師登録数	町民の学習環境を整備	人	75	65	100
スポーツ施設の年間利用者数	スポーツの振興	千人	128	98	134

(2) 青少年の健全育成

【前期の取組み】

- ・家庭教育の支援を踏まえ、家庭教育力の向上に努めました。
- ・成長に応じた体験活動や社会参加活動を推進し、青少年の健やかな成長と「生きる力」を育みました。
- ・地域や各種団体などと連携を図るとともに、大人の地域活動参画を推進しました。

【今後の課題】

近年、地域の教育的機能（※）の変化、青少年の生きがいや価値観の変化等、青少年を取り巻く社会的状況が変わりつつある中で、多くの課題が新たに生まれてきています。

青少年の問題行動や規範意識の低下等が大きな社会問題になる中で、青少年の豊かな人間性と社会性を育み、自ら生きる力と将来に向けて夢と希望を持てるよう、地域全体で子どもを育成する環境づくりが課題になっています。

※ 地域の教育的機能：地域が一体となって、子どもたちを教え育てる機能。いわゆる地域教育力を言います。

【施策の方向】

家庭・学校・地域が連携を図り、青少年の「生きる力」を育みながら、健やかに成長できる社会環境づくりに努めます。

【施策の概要】

①家庭教育の充実

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的マナー、自制心や自立心などを育成する上で重要な役割を果たすものであることから、家庭教育の支援を踏まえ、家庭教育力の向上に努めます。

②青少年活動の推進

青少年の豊かな人間性や社会性を育むため、成長に応じた体験活動や社会参加活動を推進し、青少年の健やかな成長と「生きる力」を育みます。また、各種事業を通して、地域のリーダーを養成するとともに、青少年関係団体の活動を支援します。

③青少年健全育成環境の整備

健全な青少年を育成するため、地域や各種団体などと連携を図るとともに、大人の地域活動参画を推進します。また、青少年の安全対策や啓発活動などを通して、健全な社会環境づくりに努めます。

【主な実施事業】

- ・家庭教育推進事業
- ・放課後児童対策事業
- ・体験活動・ボランティア推進事業（生涯学習推進事業）

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	計画時 (H19)	現状値 (H23)	後期目標値 (H30)
子育てボランティア 講師登録数	地域の教育力を高める	人	13	30	30
子育て支援受講者数	地域の教育力を高める	人	28	114	300

(3) 学校教育の充実

【前期の取組み】

- ・教師の指導力の向上を目指し、各校間での合同授業研究会を実施しました。
- ・中一ギャップの解消を目指した、小・中学校間交流学習を実施しました。
- ・「心の教育・命の教育」を推進するため、「おじいちゃん・おばあちゃんへの手紙コンクール」を実施しました。

- ・児童・生徒の登下校等の安全確保のため、地域の諸団体と連携した「見守り」活動を支援しました。
- ・インターネット等を利用した情報化教育と国際交流員、英語指導助手による国際理解教育を実施しました。
- ・町立小・中学校すべての校舎及び屋内運動場について、耐震診断の2次診断を完了しました。
- ・石川中学校校舎、石川小学校屋内運動場及び母畑小学校屋内運動場の耐震改修を実施しました。
- ・石川町立小・中学校統合計画（案）を作成し、住民等に対する説明を行いました。

【今後の課題】

- ・国際化・情報化・科学技術の発展・環境問題への関心の高まりや少子・高齢化等の様々な社会変化に対応した、新しい教育課程の編成と施設設備・学習環境の整備充実が求められています。
- ・放射能の影響を正しく理解するため、県と協力した放射能教育が必要です。
- ・安全安心な教育施設環境の整備推進を図るため、校舎等の耐震改修を計画的に実施する必要があります。また、平成27年度の学校統合に向けた施設及び周辺環境の整備が必要です。

【施策の方向】

幼児教育と小・中学校教育、更には高等学校教育との連携を密にし、望ましい集団生活を通し、未来の社会の中で、たくましく「生きる力」を備えた人間形成を図ります。

そのため、学校においては「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育み、地域に理解と協力が得られるような「開かれた学校」づくりに努めます。また、「食育」を進め、自ら健康管理ができる指導に努めるとともに、子どもたちが正しい放射能の知識を身に付けられるよう、放射能教育を実施します。

【施策の概要】

①地域に開かれた特色ある学校教育の推進

地域人材を積極的に活用し、家庭や地域社会の人々の協力を得ながら、地域に開かれた特色ある学校教育の推進に努めます。

②教師の指導力の向上と確かな学力の育成

保育所・幼稚園と小学校、小学校と中学校間の交流学习等を推進し、幼児から児童への発達過程で生じる諸問題、同様に小学から中学へかけて、青年期特有の違和感から生じる諸問題の解消を図り、児童・生徒に確かな学力が保証できるよう努めます。

加えて、中学校と本町に設置されている二つの高等学校との連携を図り、社会で意欲を持って活動できるよう、進路指導の充実を図ります。

また、教育委員会と各学校が連携し、各種研究発表会や学校公開等により、教師の指導力と人間性の向上に努めます。

③豊かな人間性の育成

「おじいちゃん、おばあちゃんへの手紙コンクール」を実施することで、学校、家庭、地域の連携を強め、「心の教育・命の教育」を進めます。

また、郷土を愛する心情を育て、郷土に誇りを持てる人材を育成するために、「町の偉人」、「自由民権運動」、「鉱物」等について、小学生から郷土について学ぶ機会を設定し「郷土教育」を進めます。

④児童生徒の健康・安全確保の推進

朝食の欠食や孤食児童生徒の解消を目指し、学校、家庭が連携し、「早寝、早起き、朝ごはん」運動を推進し、実効ある取り組みとなるよう支援します。

また、学校への不審者侵入、登下校時の安全確保のために、学校毎に保護者や地域の諸団体と連携し組織した「見守り隊」の活動が、実効ある取り組みとなるよう支援します。

更に、震災後心配されている放射能の影響について、正しく理解し行動できるよう放射能教育を実施します。

⑤情報化教育と国際理解教育の推進

ICT（※）を積極的に活用した情報化教育を推進します。また、英語指導助手を配置し、小学校における「英語教育」、中学校における英語の「コミュニケーション能力」の育成を図るとともに、国際社会との関わりの中で、広い視野に立ち生き抜く力を持った人間の育成に努めます。

※ ICT：情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより一層明確化するための情報通信技術を言います。（Information & Communications Technology）

⑥施設設備・学習環境の整備充実

安全・安心な学校施設の整備を目指すため、耐震基準を満たしていない校舎等の改修を進めるとともに、老朽化している学校設備等については更新を図り、良好な教育環境を構築します。

⑦学校統合の推進

平成27年度の円滑な統合（小学校3校、中学校1校）を目指して、統合準備委員会を設置し、教育課程、PTA組織及び通学等ソフト面についての協議を行うとともに、統合小学校の建設を進めます。

【主な実施事業】

- ・ 幼、小、中学校交流事業
- ・ 学力向上推進事業
- ・ 学習支援員、介助員配置事業
- ・ 「心の教育・命の教育」推進事業
- ・ 国際交流員及び英語指導助手配置事業
- ・ 学校統合推進事業

(4) 文化の振興と文化遺産・鉱物の保存・活用

【前期の取組み】

- ・文化団体の活性化に努めながら、町民自らが創る文化活動を促進しました。
- ・文化財の保護・活用に対する町民の意識啓発に努め、文化財愛護思想の高揚と郷土を愛する心の醸成に努めました。
- ・日本三大ペグマタイト産地にふさわしい鉱物の展示と保存・収集の充実に努めるとともに、学校等の学習教材としての活用を図りました。
- ・情報及び資料等の計画的な収集を図るとともに、インターネット等による公立図書館等との連携のもとに効果的な図書活動を展開しました。

【今後の課題】

本町の文化芸術活動は活発化している一方で、発表の場と情報の発信が乏しい状況にあることから、町民が積極的に文化芸術活動に参加しやすい環境を整備する必要があります。

また、本町に数多く存在する貴重な文化財・鉱物資源を、大切に保護・保存し次世代に継承するとともに、これらを活用したまちづくりが求められています。

更に、完成した石川町史全8巻の活用、販売を図るとともに、学習活動や収集資料の保存、活用を図る必要があります。

【施策の方向】

多くの町民が芸術・文化に親しみ、生活の中に潤いとゆとりが持てるように多彩な文化活動を推進するとともに、貴重な文化遺産や豊かな自然資源を守り活用しながら、魅力あるまちづくりを創造します。

また、編纂が終了し発刊された石川町史の活用、収集資料の保存、活用を図ります。

【施策の概要】

①芸術・文化の振興

町民が身近に文化活動を親しめる環境づくりを図るとともに、文化団体の活性化に努めながら、町民自らが創る文化活動を促進します。また、多種多様な優れた文化芸術活動を推進し、文化意識の高揚に努めます。

②文化財の保護・活用と愛護思想の高揚

郷土の歴史や文化遺産を正しく理解し後世に継承するため、文化財や自然系資料の保護・活用を図るとともに、史跡公園の整備を図り、町民の意識啓発に努め、文化財愛護思想の高揚と郷土を愛する心の醸成を図ります。

③鉱物の展示と活用

歴史民俗資料館が収蔵・展示するペグマタイト鉱物資料は、県内随一であることから、日本三大ペグマタイト産地にふさわしい鉱物の展示と保存・収集の充実に努める

とともに、学校等の学習教材としての活用を図ります。

また、和久観音山鉱山跡の保存と併せ、鉱物採集や体験学習の活用に努めます。

④図書利用環境の充実

町民の多様な学習活動に応えるため、情報及び資料等の計画的な収集を図るとともに、蔵書検索システムの活用並びにインターネット等による公立図書館等との連携のもとに効果的な図書活動を展開します。

⑤町民文化の環境整備

町民が主体的に文化芸術活動に取り組めるよう、文化的環境の充実と支援・振興を図ります。

また、地域の文化財や自然資源を町民とともに保護・活用出来る環境づくりを推進し、活動拠点となる公民館や資料館の効率的な活用と適正な維持管理に努めます。

⑥石川町史の活用

町民に親しまれる町史とするため、町史学習会・講演会を開催し、学習活動を進めます。また、これまでに収集した膨大な資料を保存し、町民が利用、調査、研究できるようにします。

【主な実施事業】

・芸術文化振興事業　・文化財保護活用事業　・鉱物の常設展示及び特別展示

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	計画時 (H19)	現状値 (H23)	後期目標値 (H30)
歴史民俗資料館入館者数及び講座等の受講者数	町の鉱物・歴史・文化への理解を深める	人	1,620	1,362	2,300
文化財講座等の受講者数	文化財への理解を深める	人	65	179	250
中央公民館図書室利用者数	町民文化の向上を図る	人	1,795	5,445	5,500
中央公民館図書貸出冊数	町民意識の向上を図る	冊	2,414	8,168	8,500
図書情報のデータベース化	図書利用の利便性向上	%	0	100 (達成)	

※ 中央公民館図書室利用者数及び貸出冊数の計画策定時の数字は、図書室改修工事のため、8ヶ月の利用者数及び貸出冊数です。

(5) 町史編纂事業の推進《平成24年度完了》

【前期の取組み】

- ・平成9年度から開始した第二次町史編纂事業は、資料の収集・整理と並行して、別巻『ビジュアル石川町の歴史』、第6巻各論編1『文化・旧町村史』、第3巻資料編1『考古・古代・中世』、第4巻資料編2『近世・近代Ⅰ』、第5巻資料編3『近代Ⅱ・現代』、第7巻各論編『自然・民俗』、第1巻通史編1『原始・古代・中世・近世』、第2巻通史編2『近代・現代』を発刊しました。

【数値目標】（平成24年で編纂終了）

目標項目	設定の狙い	単位	計画時 (H19)	現状値 (H23)	目標値 (H24)
町史の発刊数	町の歴史や自然の解説 及び周知	巻	4	7	8
町史編纂資料の収集 数	町史編纂資料の充実	点	21,000	25,000	25,000

4 安全・安心で快適なまち（生活・環境）

【施策の体系】

- | | |
|------------------|--|
| (1) 土地利用の推進 | ① 市街地の土地利用
② 農村地域の土地利用
③ 森林地域の土地利用
④ 新たな土地利用 |
| (2) 資源循環の推進 | ① 循環型社会形成の推進
② 地球温暖化防止策の推進
③ 水環境の保全
④ 環境美化意識の向上
⑤ 再生可能エネルギー活用の検討 |
| (3) 消防・防災対策の充実 | ① 予防体制の確立
② 消防力の強化
③ 防災対策の充実 |
| (4) 交通安全・防犯対策の充実 | ① 交通安全対策の充実
② 防犯対策の充実 |
| (5) 公共交通機関の充実 | ① 鉄道の利用促進・利用しやすい環境づくり
② 路線バスの利用促進・利用しやすい環境づくり
③ 公共交通を利用しやすい環境づくり |
| (6) 生活道路の充実 | ① 道路改良・舗装工事の推進
② 協働による道路環境の整備 |
| (7) 河川環境整備の推進 | ① 河川堆砂の除去
② 協働による河川環境の整備 |
| (8) 町営住宅の充実 | ① 町営住宅の整備 |
| (9) 上水道の整備 | ① 簡易水道事業の統合
② 石綿セメント管等老朽管更新への対応
③ 第4次拡張事業計画の推進 |
| (10) 放射能対策の推進 | ① モニタリングの継続実施
② 石川町除染実施計画に基づく除染活動の実施
③ 放射能を正しく理解する講演会の開催 |

(1) 土地利用の推進

【前期の取組み】

- ・都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画及びその他関連する計画との整合を図りながら、環境や自然と調和した効率的な土地利用を推進するため、国土利用計画法に基づき無秩序な土地利用を抑制してきました。

【今後の課題】

基本構想に掲げる「みんなが主役 協働と循環のまち」を実現するためには、地域の特性を活かし、魅力的な町土の均衡ある発展を進める総合的で長期的な土地利用が求められます。また、無秩序な土地利用を抑制し、環境や自然と調和した効率的な土地利用を進めていかなければなりません。

【施策の方向】

地域の重要な資源である自然環境と景観に配慮し、快適で安全な住環境と地域産業基盤の整備に向けて、機能的かつ効率的な土地利用を図ります。

【施策の概要】

①市街地の土地利用

市街地においては自然と調和した街並みづくりを目指し、良好な環境づくりに努めていきます。特に、双里地内から石田地内国道118号に接続する県道いわき・石川線バイパスの完成により、土地環境が大きく変化することが予想されることから、土地利用の一部見直しを進めます。また、未利用となっている公共用地を有効に活用し、機能的な市街地の形成を図ります。

②農村地域の土地利用

優良な農地の保全を基本として、農村地域の活性化に向けての利用を図り、農業振興地域整備計画に基づき良好な農村環境の形成に努めていきます。

③森林地域の土地利用

森林整備計画に基づいて、森林の整備を進めていきます。また、森林の開発については、景観形成に配慮して調整を図っていきます。

④新たな土地利用

あぶくま高原道路が平成22年度に全線供用開始となり、石川母畑インターチェンジ周辺の開発も誘導されることが予想されます。こうした新たな土地利用も含め、企業進出等新たな情勢の変化に対しては、周辺への環境に配慮し適切な土地利用を図ります。

【主な実施事業】

- ・国土利用計画法に基づく土地利用対策

(2) 資源循環の推進

【前期の取組み】

- ・廃棄物の排出量については、金属類の取引価格の高騰が終焉し、資源ごみもしくは不燃ごみとして排出量が復元しています。また、資源ごみとしての古紙については、古紙回収業者の収集により収集量が減少傾向にあり、リサイクル率の低下を招いていますが、リサイクル機能を果たしています。また、平成23年度は東日本大震災によって、破損した可燃物及び不燃物の排出が増加しました。
- ・エネルギー関連では、公共施設における先駆的な取り組みとして、省エネ機器のLED照明、バイオマス燃料（※）使用のペレットストーブ、遮熱・保温効果のある遮熱塗装などの導入を実施しました。

※ バイオマス燃料：動植物が持つエネルギーを利用した燃料を言います。木のくずやわら、動物の糞尿、食品の生ゴミなどを利用して、エネルギーの資源にしたものです。

【今後の課題】

原子力発電所事故の発生を契機とした脱原発をはじめとするエネルギー政策の見直しが急務とされていますが、地球温暖化ガスである二酸化炭素を大量に発生する火力発電所による発電量の増大は相反する問題として存在します。解決策としての再生可能エネルギーについては、発電効率や不安定な発電量などのほか、製品寿命などを勘案したライフサイクルマネージメント（※）を考慮したものとならなければなりません。種々の要因を踏まえ地域特性に見合う再生可能エネルギー活用の可能性を見極めながら、防犯灯・街路灯などの無電力化や廃止などについて検討する必要があります。廃棄物については、広域処理におけるエネルギー回収などの検討を進めるべき時期に来ています。

※ ライフサイクルマネージメント：製品・商品の製造、利用のみならず原料産出から廃棄処分までを考慮しエネルギーの有効利用を考慮することを言います。

【施策の方向】

私たちの生活は少なからず環境に影響を与えるため、環境負荷の少ない取り組みが重要となっています。限りあるエネルギーを有効に活用することは、次の世代により良い環境を引き継いでいくことにつながります。

脱原発と地球温暖化防止策のバランスを考慮し、将来のエネルギーについて地域の特性を考慮したエネルギー政策の検討と資源リサイクルの推進を通して社会全体にわたる持続可能性の延長を図ります。

【施策の概要】

①循環型社会形成の推進

限られた資源を有効に活用するため、廃棄物の分別収集の推進や協働による3R（※）運動の促進に努め、資源回収によるインセンティブを考慮した集団回収の検討を図ります。

※ 3R：Reduce（リデュース＝廃棄物を出さない。）、Reuse（リユース＝再使用する。）、Recycle（リサイクル＝再資源化する。）の略称で、廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方を言います。

②地球温暖化防止策の推進

地球温暖化対策の推進に関する法律の規定及び京都議定書目標達成計画に基づく温室効果ガス削減等により、地球温暖化防止対策の推進を図ります。

③水環境の保全

町内を流れる河川の水質を定期的に調査し水質の保全に努め、家庭からの生活排水対策として合併浄化槽の設置を促進します。

④環境美化意識の向上

自然環境の保全を図るため、不法投棄の撲滅など環境美化に努め、環境教育等を通して意識の向上を図ります。

⑤再生可能エネルギー活用の検討

地域特性に見合う再生可能エネルギー活用の可能性を調査し、分散型のエネルギー供給を検討するとともに、災害時における利活用の検討を行います。

【主な実施事業】

- ・ 廃棄物分別収集の啓蒙
- ・ 地球温暖化対策実行計画の推進
- ・ 水環境改善対策事業
- ・ 再生可能エネルギー導入による防災拠点施設改修事業
- ・ 協働による3R運動の推進
- ・ 合併浄化槽設置事業
- ・ 環境教育事業

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	計画時 (H19)	現状値 (H23)	後期目標値 (H30)
可燃ゴミ排出量	排出量の減少	t	4,771	4,356	4,200
不燃ゴミ排出量	排出量の減少	t	227	253	216
資源ごみ収集量	回収量の増加	t	607	535	637
資源リサイクル率	リサイクル率の増加	%	11.6	11.4	12.8
合併浄化槽普及率	生活雑排水の浄化	%	17.6	24.0	54.8

(3) 消防・防災対策の充実

【前期の取組み】

- ・消防団による予防消防活動をはじめ、資機材の充実、機動力の強化に努め、さらに各種訓練の充実を図ってきました。
- ・平成 21 年度には近年各地で発生している豪雨災害等を踏まえ、町民に土砂災害に対する警戒避難体制の強化を図るため、土砂災害防災訓練を実施しました。さらに、東日本大震災を教訓とした千五沢ダム浸水想定マップを作成し、全戸に配布しながら防災意識の高揚を図りました。

【今後の課題】

- ・消防
消防力の強化を図るため、消防施設の計画的な整備と団員の確保が最重要課題であります。
- ・防災
東日本大震災を踏まえた地域防災計画の見直しや消防団員の活動のあり方、さらには自主防災組織の育成を図り、災害に強い町づくりを推進する必要があります。

【施策の方向】

生活の多様化、高齢化を背景とする火災及び災害構造の変化などに対応し、町民の防災意識の高揚を図るとともに、あらゆる災害から町民の生命、財産を守ることを基本に消防、防災の充実強化に努め、災害のない明るいまちづくりを目指します。

【施策の概要】

① 予防体制の確立

町民を対象とした災害を想定し、予防、演習、広報活動など防災思想の高揚を図り、自主防災組織の育成強化を図るとともに、町民によるあらゆる防災活動などを助長し、予防体制の確立に努めます。

また、平成 23 年 6 月から住宅に火災用警報器の設置が義務化されたことから、設置を促進し、火災予防の普及を図ります。

② 消防力の強化

消防力を強化するため、消防組織の充実強化と団員の資質向上さらに、消防技術の向上に努め、消防関係車両及び消防施設などの計画的な整備を図ります。

さらに須賀川地方広域消防組合との連携を密にし、一体的な消防体制の強化を図ります。

③ 防災対策の充実

水害、地震など大規模災害も想定した発災時の的確な対応を図るため、町民参加の防災訓練の実施やハザードマップの作成、避難経路の整備を図るとともに、高齢者や

障がい者などの災害時要援護者対策を講じながら地域との連携による避難、救出、救護など初期活動による災害の軽減を図ります。

【主な実施事業】

- ・ 防災計画の見直し
- ・ 自主防災組織の育成事業
- ・ 防災意識向上事業
- ・ 消防組織の強化事業
- ・ 消防施設整備事業

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	計画時 (H19)	現状値 (H23)	後期目標値 (H30)
自主防災組織数	防災組織の強化を図る	数	4	6	20
防火水槽の設置数	円滑な初期消火活動を図る	箇所	149	155 (達成)	

(4) 交通安全・防犯対策の充実

【前期の取組み】

- ・ 交通教育専門員・交通安全母の会などの関係団体をはじめとして、警察署、交通安全協会などの関係機関の協力を得て、交通安全キャンペーン、高齢者宅交通安全指導家庭訪問を実施し、町民の交通安全に対する意識の高揚を図ってきました。防犯活動においても、防犯指導隊をはじめボランティア団体と連携し、パトロール及び広報活動を実施しました。
- ・ 平成24年3月には石川町暴力団排除条例が施行され、これにより、町民・事業者・警察が互いに連携し、一丸となって暴力団排除活動に取り組んでいく新たな体制が確立されました。

【今後の課題】

今後も高齢化社会が進展していくと予想され、高齢者人口の増加や高齢者運転の増加は、交通環境に大きな影響を与えるものと考えられます。また、次世代を担う子どもたちが交通事故に巻き込まれないよう、交通教育や環境づくりもこれまで以上に重要になってくると思われるため、歩行者や高齢者、子どもなど交通弱者への配慮をしつつ、人優先の交通社会の形成を推進する必要があります。

また、防犯については、犯罪件数は減少傾向にありますが、振り込め詐欺等、身近な犯罪への不安感は依然として高い状況です。犯罪のないまちづくりをするため、暴力団根絶、非行防止など関係団体と連携を密にしながら防犯活動を推進していく必要があります。

○石川町の交通事故発生状況推移

区 分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
件 数 (件)	89	87	73	63	47
死者数 (人)	1	1	2	1	1
傷者数 (人)	105	115	85	78	56

【施策の方向】

町民一人ひとりが交通モラルの高揚と交通安全思想の普及に努めるとともに、効果的な交通安全施設整備を図るなど、安全な交通環境の確保を目指します。

また、町民の防犯意識と連帯意識のもとに、犯罪のない明るいまちづくりを目指します。

【施策の概要】

①交通安全対策の充実

幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とした交通安全教育の充実に努め、町ぐるみ、地域ぐるみの交通安全運動を推進し、人命尊重を基調とする道路交通・安全施設の整備充実に努めます。

また、交通教育専門員、交通安全母の会、交通関係団体との連携を強め、交通安全対策を図ります。

②防犯対策の充実

各防犯協会など関係機関の育成を図り、警察、行政、地域、学校などと一体となった防犯協会体制のもとに、防犯思想の普及啓発や非行防止活動及び防犯活動の充実を図ります。

【主な実施事業】

・交通安全対策事業 ・防犯推進事業

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	計画時 (H19)	現状値 (H23)	後期目標値 (H30)
交通事故件数	事故件数の減	件数	87	37	35
交通死亡事故件数	死亡事故数の減	件数	1	1	0

(5) 公共交通機関の充実

【前期の取組み】

・鉄道については、臨時列車の定期化や施設改善について継続的な要望活動を展開すると共に、沿線市町村並びに茨城県、関係機関との連携強化を図りながら、愛称「奥久慈清流ライン」の決定を契機に利用促進に向けた取り組みを活発に展開しました。

- ・生活路線バスについては、12路線の維持確保に向け、利用促進活動を展開するとともに利用者ニーズに合わせたダイヤ改正を行いました。

【今後の課題】

公共交通は、自家用車を持たない人の交通手段として、通院や買い物、通勤・通学など市民の生活に密着しており、その存在意義は重要ですが、マイカーの普及や少子化等の影響により、利用者は年々減少しています。しかし、観光や地域の活性化を図るための移動手段として、さらには環境負荷の軽減などの面からも、その必要性を再認識することが必要です。

【施策の方向】

少子化などの影響による人口減少により、公共交通を取り巻く環境は極めて厳しい状況にありますが、公共交通機関の更なる利用促進を図るとともに、関係機関に働きかけを行い効率的な公共交通体系を目指します。

【施策の概要】

①鉄道の利用促進・利用しやすい環境づくり

臨時列車の定期化を始めとするダイヤ改正及び施設改善についての要望を福島県鉄道活性化対策協議会と連携し、国及びJR東日本に働きかけるとともに、積極的な鉄道情報の発信などを行い、利用者の利便性の向上を目指します。

②路線バスの利用促進・利用しやすい環境づくり

通勤・通学者等バス利用者の利便性を高めるため、バス事業者及び関係市町村との連携を図りながら、生活路線バス運行の維持・確保に努めます。また、バス事業者に対し、ダイヤの見直し等を働きかけ、より利用しやすい環境づくりに努めます。

③公共交通を利用しやすい環境づくり

鉄道事業者や路線バス運行事業者と連携して、公共交通のもつ定時性、輸送性の高さや環境負荷の低減などの優位性をPRし、利用しやすい環境づくりに努めます。

【主な実施事業】

- ・水郡線の利用促進
- ・路線バスの利用促進

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	計画時 (H19)	現状値 (H23)	後期目標値 (H30)
バス路線数	公共交通の確保	本	12	12	12

(6) 生活道路の充実

【前期の取組み】

- ・ 町内の各所を結ぶ地域間の町道等は、改良率・舗装率が低い状況であることから、地域に密着している生活道路を整備し、快適で安全・安心を確保するため道路網の整備を図りました。
- ・ 震災復旧については、道路の安全確保のため町道等の応急復旧を行いました。

【今後の課題】

今後、町民が豊かな生活を送るため、地域に密着している生活道路を整備し、快適で安全・安心を確保する道路網の整備を図る必要があります。

○ 町道改良・舗装状況

各年4月1日現在

年次	実延長 (m)	改良延長 (m)	改良率 (%)	舗装延長 (m)	舗装率 (%)
平成18年	406,835	213,685	52.5	231,033	56.8
平成19年	407,261	214,608	52.7	248,039	60.9
平成20年	409,446	218,705	53.4	252,806	61.7
平成21年	409,427	218,895	53.5	280,744	68.6
平成22年	409,500	220,119	53.8	294,111	71.8

○ 橋梁の状況

平成23年4月1日現在

区分	全 体		荷重制限橋		車両通行不能橋	
	橋 数	延長 (m)	橋 数	延長 (m)	橋 数	延長 (m)
木 橋	4	82	—	—	2	48
永 久 橋	125	1,534	—	—	3	70
計	129	1,616	—	—	5	118

【施策の方向】

地域と地域を結ぶ身近な生活道路の整備を進め、快適で安全な道路の提供に努めます。

【施策の概要】

①道路改良・舗装工事の推進

幹線道路及び生活道路の危険箇所を解消し、安全・安心な道路交通確保のため、町道等の改良・舗装工事を計画的に進めます。

②協働による道路環境の整備

道路サポート制度（※）の推進により、地域住民と協働して道路環境の維持管理を図ります。

※ 道路サポート制度：近年のボランティア活動の活性化や行政への参加意欲の高まりなどを背景として、地域の方々と市町村、県の三者が協働して、道路の清掃、美化活動を行うものであり、道路を慈しむ心を育てながら、地域にふさわしい道づくりを進める制度を言います。

【主な実施事業】

・ 地方道路整備事業

・ 道路維持補修事業

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	計画時 (H19)	現状値 (H23)	後期目標値 (H30)
道路改良	改良率の向上	%	52.7	54.0	58.0
道路舗装	舗装率の向上	%	60.9	72.0	75.0

(7) 河川環境整備の推進

【前期の取組み】

- ・ 河川の改修については、河川災害の防止や河川環境の悪化を防ぐため、これらの河川環境を関係機関と連携し計画的に整備しました。
- ・ 準用河川については、暫定改修を行いました。

【今後の課題】

1級河川の改修については、河川災害の防止や河川環境の悪化を防ぐため、関係機関と連携し計画的に整備していくことが必要です。準用河川については、暫定改修となっているため計画的な改修が必要となります。

○ 河川の状況

平成23年4月1日現在

区分	河川名	延長(m)	備考
1級河川	阿武隈川	24,500	石川町を流れる法定河川のみ。 延長は、県石川土木事務所管轄分のみ 記載。
	社川	16,400	
	今出川	19,307	
	北須川	23,781	
	飛鳥川	3,200	
準用河川	渡里沢川	1,260	

【施策の方向】

豊かで潤いのある河川環境を維持し、皆に親しまれている美しい景観や自然環境に配慮した河川環境づくりを関係機関と連携し推進します。

【施策の概要】

①河川堆砂の除去

景観や防災上の観点から、堆砂が進んでいる河川の計画的な整備を関係機関と連携し進めます。

②協働による河川環境の整備

地域住民の協力を得ながら、河川沿い遊歩道の管理や除草など、良好な河川環境の整備を図ります。

【主な実施事業】

・河川管理事業

・河川景観の形成の推進

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	計画時 (H19)	現状値 (H23)	後期目標値 (H30)
河川維持工事 (県管理)	整備率の向上	%	10.0	10.0	50.0
準用河川維持工事 (町管理)	整備率の向上	%	0	0	50.0

(8) 町営住宅の充実

【前期の取組み】

- ・耐用年数が経過し老朽化が著しい住棟については用途を廃止し、その他の中長期管理可能な住棟については、随時、改修や修繕を実施しました。
- ・今後策定する公営住宅長寿命化計画の基礎調査として、民間賃貸住宅の保有数や空室状況および空き家等の調査を実施しました。

【今後の課題】

公営住宅等長寿命化計画を策定するにあたり、住まいに困窮する世帯への対応や世帯に応じた住まいの質を確保するため、公営住宅への需要を把握することが重要となります。

○ 構造別公営住宅管理戸数

各年4月1日現在

年 度	総 数	簡易耐火構造(戸)		木 造(戸)		耐 火 構 造(戸)		
		第1種	第2種	第1種	第2種	第1種	第2種	新 法
H18	269	30	25	149	29	12	12	12
H19	266	30	25	147	28	12	12	12
H20	262	30	25	143	28	12	12	12
H21	260	30	25	141	28	12	12	12
H22	257	30	25	138	28	12	12	12

【施策の方向】

公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化している町営住宅の建替や改修を進め、魅力ある住宅を供給できるように努めます。

【施策の概要】

①町営住宅の整備

老朽化が進んでいる町営住宅の計画的な建替や改修を進めます。

【主な実施事業】

・町営住宅管理事業

・町営住宅整備事業

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	計画時 (H19)	現状値 (H23)	後期目標値 (H30)
町営住宅整備事業	公営住宅の整備	戸	0	0	12

(9) 上水道の整備

【前期の取組み】

- ・安全・安心な水道水を安定的に給水していくために、水源・水質管理体制を強化するとともに、石綿セメント管を計画的に更新しました。更に沢田簡易水道事業及び山橋簡易水道事業を上水道事業に統合するための水道統合基本計画策定に着手しました。
- ・浄水施設の更新については、石川・玉川水道用水供給事業の立ち上げに向けて玉川村と協議を継続しています。

【今後の課題】

安全・安心な水道水を安定的に給水していくため、原水、浄水の放射能モニタリング調査を行うとともに配水管の耐震性を高めていくため、石綿セメント管等老朽管の布設替えを計画的に行う必要があります。

また、簡易水道事業を上水道事業に統合するため、配水管、配水池等の施設整備のほか資産台帳を整備し、老朽化している浄水施設については、第4次拡張事業計画の進展に向けて一層の取り組みが必要となります。

○ 給水状況（上水道）

年度	給水戸数	給水人口	年間給水量	一日最大 給水量	一日平均 給水量	一人一日 平均給水量	普及率	有収率
	戸	人	千 m^3	m^3	m^3	ℓ	%	%
H18	3,664	10,704	1,904	6,142	5,217	358	57.6	83.5
H19	3,689	10,583	1,982	6,123	5,416	370	57.8	84.8
H20	3,623	10,508	1,925	6,142	5,275	373	58.0	82.8
H21	3,626	10,372	1,933	6,109	5,297	381	58.3	79.5
H22	3,598	10,230	1,991	6,478	5,456	398	58.4	79.7

○ 用途別給水戸数（上水道）

（単位：戸・千m³）

区分	年度	家庭用	団体用	営業用	工業用	湯屋用	分水 その他
給水戸数	H18	3,166	245	251	2	0	1
	H19	3,206	232	249	2	0	2
	H20	3,152	229	240	2	0	2
	H21	3,164	227	233	2	0	3
	H22	3,140	226	227	2	0	3
年間有収量	H18	647	187	206	45	0	504
	H19	650	195	242	47	0	547
	H20	644	180	232	41	0	496
	H21	619	167	216	44	0	491
	H22	630	182	213	56	0	506

【施策の方向】

安全・安心な水道水を安定的に給水できるよう水源・水質管理体制の強化を図り、施設の建設・更新や耐震化を行うとともに、簡易水道の上水道への事業統合により水道事業の効率化と運営基盤の強化を図ります。

また、未普及地域の衛生確保のため一部を給水区域に拡張し、普及率の向上を目指すとともに、安全な生活用水が確保できるよう飲料水供給施設の整備を図ります。更に多様化している住民ニーズへの対応と住民への積極的な情報開示を行い、提供する水道サービスの向上を図ります。

【施策の概要】**①簡易水道事業の統合**

沢田地区、山橋地区簡易水道事業を上水道事業に事業統合するとともに、配水管を接続し、恒久的に安定した給水に努めます。

②石綿セメント管等老朽管更新への対応

水道計画に基づき効率的な布設替を図り、耐震性を有する管材を選定することにより安定的な給水の持続を確保します。

③第4次拡張事業計画の推進

石川・玉川水道用水供給事業を設立し、浄水場の更新を図り、水道用水を安定的に確保します。

【主な実施事業】

・上水、簡易水道事業の統合 ・石綿セメント管更新事業

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	計画時 (H19)	現状値 (H23)	後期目標値 (H30)
簡易水道事業統合	事業の効率化	%	0	0	100.0
石綿管布設替工事	更新率の向上	%	35.0	58.7	65.0

(10) 放射能対策の推進

【前期の取組み】

- ・ 町内全域の空間線量（500mメッシュ）を測定し、公表しました。国によるモニタリングポスト（33箇所）を設置しました。
- ・ 貸出し用空間線量測定器を自治センター等に配置したほか、自家消費用食品等のための放射性物質簡易測定所を設置しました。
- ・ 全39行政区による通学路や生活道路の線量低減化活動への支援を行いました。
- ・ 石川町除染計画に基づく樹園地（35ha）の除染と仮置き場（1箇所）を設置しました。
- ・ 住民が放射能を正しく理解するための講演会を開催しました。

【今後の課題】

除染を必要とする広範囲な区域は見当たらないものの、局所的に空間線量が高い箇所が存在します。更に、除染の実施により大量の除去土壌等の発生が予想されます。

住民が放射能を正しく理解できるよう啓発活動の充実が必要です。

【施策の方向】

空間線量に関する情報を適切に住民に伝えます。除染を必要とする箇所については早期に除染事業を実施します。放射能に対する住民の正しい知識の習得に努めます。

【施策の概要】

①モニタリングの継続実施

放射能の影響を正しく知るために、町内の空間線量測定及び自家栽培等食品の放射能のモニタリングを継続し、測定結果を「広報いしかわ」や町ホームページに掲載します。また、空間線量測定器などを自治センターや保健センターに配置し住民に貸し出します。

②石川町除染実施計画に基づく除染活動の実施

除染を必要とする箇所の除染活動を早期に実施するとともに、仮置き場の確保など関係住民の理解を得て適切な除去土壌等の管理に努めます。

③放射能を正しく理解する講演会の開催

放射能対策のアドバイザーを活用しながら継続的な講演会等の開催など町民が放射能を正しく理解できる体制づくりに努めます。

【主な実施事業】

・空間線量モニタリング ・除染実施計画による除染活動 ・放射能講演会

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	計画時（現状値） （H23）	後期目標値 （H30）
追加被ばく線量	放射能に対する 安全性の実証	mSv /年	5以下	1以下
空間線量 モニタリング	放射能に対する 安全性の実証	回 /年	2	2
放射能講演会 の開催数	放射能に対する 知識の習得	回 /年	2	6（H25）

5 ともに力を合わせてつくるまち（地域自治）

* 計画の目的

分権時代を迎え、権利や選択の幅が広がったと同時にその責任も拡大し、「自分たちの地域は、自分たちで考え、みんなで地域をつくっていく」まちづくりが必要となっています。このような中、石川町第5次総合計画に掲げた本町の将来都市像を実現していくためには、基本計画に掲げた施策・事業に合わせて、地域（住民）の力を最大限に発揮していくことが重要になります。

地区まちづくり計画は、地域住民共通の目標を、地域住民が自ら考え示したものです。これを初めて総合計画（基本計画）に位置づけ、地域（住民）と行政が協働することにより本町が目指すべきまちづくりを進めていきます。

* 計画の内容と構成

石川、沢田、山橋、中谷、母畑、野木沢の6地区で、それぞれの地域住民（合計505人）と町職員が参加して地区まちづくり委員会を組織し、地区の特性や課題、まちづくりの方向性について意見をまとめ、地区まちづくり計画を策定しました。この計画に基づき行政区や各種団体などが連携を図り、地域の取り組みを進めていきます。

○ 地区の概要・特性

地区の概要を記載するとともに、特性を改めて評価しました。

○ 地区の現状と課題

地区の現状及び課題を整理しました。

○ 事業計画

地域住民が行う具体的な事業を掲げ、目的及び取り組み内容を示しました。

(1) 石川地区まちづくり計画

○ 地区の概要・特性

石川地区は、商店街、公共施設、教育施設、住宅等が連なる北町区から猫啼区までの市街地を形成する地域、西部に位置する農業を中心とした王子平区、和久区及び新屋敷区、商業施設や住宅団地を中心とした新田区により構成されています。

面積は、約16.6km²で、全体が町民生活の中心的な役割を持つ地区です。

地形的には、市街地域は、今出川・北須川を挟んで源平山、石尊山、秋葉山、八幡山、愛宕山などの山並みが連なり、川沿いの桜、山のつつじ、あじさい、紅葉などを有機的に結びつけたまちづくりに最適の環境にあり、また、神社仏閣や自由民権運動に関する旧跡も多く、文化・歴史等先人に学ぶことができる地区でもあります。

西部地域は平坦で、町の穀倉地帯として古くから良質の農産物を生産しており、付加価値が高く安全・安心な農産物の生産に地域を上げて取り組んでいます。

また、国道118号沿線は、住宅団地やショッピングセンターが建設され、住宅・商業地域として発展しています。

○ 地区の現状と課題

- ・ 少子高齢化の進行や後継者不足が見られることから、これらに対する対応が求められています。
- ・ 消費行動の郊外化や町外への流出が進んでいることから、中心市街地商店街の活性化が必要です。
- ・ 先人が育んできた自然環境、文化遺産の活性化や公園・駐車場の整備が必要です。
- ・ 河川の環境改善が必要です。
- ・ 農産物の高付加価値化や価格保障が必要です。

○ 事業計画

〔計画1〕 群れ桜の里 石川

〔目的〕

- ・今出川、北須川沿いの群れ桜を地域の誇りとして、町内を桜で埋め尽くした桜谷を形成し次代に伝えていきます。

〔取組内容〕

- ・高田桜の保存、継承事業 ・桜木の更新 ・桜のネーミング募集 ・桜マップの作成
- ・石尊山の景観形成 ・公衆トイレ、駐車場、ベンチ等の適正管理

〔計画2〕 あじさいの里 石川 ・ 紅葉（もみじ）の里 石川

〔目的〕

- ・群れ桜と共に、あさひ公園、親水公園、八幡神社、古町川沿い、石尊山等にあじさい、つつじの植栽を行うと共に、愛宕山公園、八幡神社、石尊山、秋葉山、源平山、町民グラウンド公園等へもみじを植栽し町内の景観形成を図ります。

〔取組内容〕

- ・あじさい、つつじ、もみじの植栽 ・桜マップに合わせたマップの作成

〔計画3〕 ホタルの里 石川

〔目的〕

- ・今出川、北須川をはじめ、全町をホタルと共に生きるまちをつくる活動を進めます。

〔取組内容〕

- ・ホタルが生息できる環境づくり ・水環境改善への取り組み
- ・桜マップに合わせたホタルの里マップの作成

〔計画4〕 名所・旧跡・歴史の里 石川

〔目的〕

- ・地区内の名所、旧跡等の歴史を大切にする活動を進めます。

〔取組内容〕

- ・桜マップに合わせた名所、旧跡マップの作成 ・自由民権運動の調査、保存
- ・鉱物学習の推進

〔計画5〕 安心して住める結の里 石川

〔目的〕

- ・地域が安心して信頼しあえる活動を進めます。

〔取組内容〕

- ・町内をあいさつ通りにする ・高齢者や地域住民の集いの場づくり
- ・障がい者や高齢者が住み良いまちづくり ・声かけ活動の推進
- ・直売所（道の駅）建設促進と運営への参加 ・食の安全、安心への関心向上と取り組み
- ・付加価値の高い農産物生産への営農改善 ・地場産品の使用拡大

(2) 沢田地区まちづくり計画

○ 地区の概要・特性

沢田地区は、石川町の西部に位置し、阿武隈川と社川に挟まれた比較的平坦な地域です。

地区面積は、14.9 km²、このうち58%が農地で、稲作はもとより、野菜、果樹などが栽培され、特にりんご、なしなどは品質も良く首都圏等へ出荷されています。

また、自然も豊かで、白鳥が毎年飛来する白鳥池や那須連峰をはじめとした遠くの山々の眺望など素晴らしい景観を誇っています。

さらに、大壇古墳群、鳥内遺跡など数多くの文化財があるほか天道念仏などの伝統行事も継承されています。

○ 地区の現状と課題

- ・近年、住民個々のライフスタイルの変化により、人と人とのつながりが薄れてきているため、住民同士の「連帯」や「和」を大切にした地域づくりが求められています。
- ・高齢者が元気でいきいきと安心して暮らせるように、見守りや生きがいつくりの創出が必要です。
- ・地区には、史跡や伝統文化などが数多く残っているので、子どもたちに体験学習の機会を持たせることが必要です。
- ・より良い地域資源を発掘し活用することが必要です。
- ・若者が地域に誇りを持って暮らせる地域づくりを目指す必要があります。
- ・道路の改修など生活基盤の整備が必要です。

○ 事業計画

〔計画1〕 ふるさとの景観づくり

〔目的〕

- ・地区内の良好な景観づくりを一層進めるとともに、この運動に住民がこぞって取り組むことで、住民同士の連帯と誇りを高めていきます。

〔取組内容〕

- ・花苗等の植栽 ・景観コンテスト ・写真展

〔計画2〕 特産物を生かした交流の輪づくり

〔目的〕

- ・野菜、果物の産地としての特性を活かし、食や農をテーマとしたイベントの開催や高齢者や子どもを含めた多世代交流を通し、地産地消や食育を普及しながら地域の活性化を進めます。

〔取組内容〕

- ・イベントの際の臨時直売による高齢者の生きがい創出
- ・地区内料理腕自慢による地産地消や食育の普及

〔計画3〕 歴史や自然に親しみ地域の誇りを育む

〔目的〕

- ・住民や子どもたちに、地区の歴史や文化を学べる機会を設け、地域への理解を深めるとともに、次の世代へ残すべき伝統文化の確実な伝承を行います。
- また、四季折々のすばらしい自然に親しむことで、地域資源の保全を図る一方、新たな資源の発掘と活用を進めます。

〔取組内容〕

- ・歴史講座や史跡探訪会の開催と講師の養成
- ・史跡、伝統行事等の紹介やパンフレットづくり
- ・史跡や自然の保存保護活動及び新たな地域資源の発掘活動
- ・学校と連携した次代のひとづくり

(3) 山橋地区まちづくり計画

○ 地区の概要・特性

山橋地区は、町の南部に位置し、面積は約24.8km²、一部平坦地はあるものの概ね山間丘陵地となっています。行政区は、山形区、板橋区、南山形区、北山形区の4区で構成しており、世帯数は425戸ありますが、近年は、世帯数・人口数とも減少傾向にあります。大方の世帯は、農業に関わりを持っていますが、そのほとんどが第2種兼業農家となっています。地区内の公共的施設は、小学校2校、介護老人福祉施設1、生活環境関連施設1、農協支店1、簡易郵便局2があります。

○ 地区の現状と課題

山橋地区の産業は、農業が主となっていますが、従事者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地が年々増えており、景観形成からも課題を投げかけています。また、少子化も顕著であり、特に小学校は2校とも複式学級による授業が行われています。さらに基幹道路の整備も遅れており、改善を望む声が高まっています。ほかに携帯電話の電波が届かない地域が多く、特に若者からは通話エリアの拡大を求める声も日増しに高まっています。

○ 事業目標

メイン・テーマ ……

自然の恵みを活かした夢あるふるさとづくり ……

サブ・テーマ

- ① 美しい里山風景を考え自然産物の有効な活用を図ります。
- ② 伝承文化を認識し、調査や保存・保護・継承活動をすすめます。
- ③ 地区住民がいきいきと暮らせる 地域づくり展開します。

○ 事業計画

〔計画1〕 **提唱・賞揚事業**

〔目的〕

- ・地区内の遊休農地の善良な管理のよびかけや花木による景観形成、さらには環境保護等について地区民に広く呼びかけを行います。また、花いっぱい運動や景観の美化推進に意欲をもっている団体や個人を称賛し、その広がりを期待するため顕彰を行ないます。ほかに、美しい風景等の保全よびかけも行ないます。

〔取組内容〕

- ・遊休農地の善良な管理 ・指定花木の植栽 ・良好な眺望や景観の顕彰
- ・花づくり団体活動者や個人活動者の賞揚

〔計画2〕 **調査・保護事業**

〔目的〕

- ・文化財や樹木・植物、湧水の分布や管理状況を調査し、保存・保護に努めるとともにマップ化や製本化を図ります。また、必要により案内看板も設置します。

〔取組内容〕

- ・文化財（神社、仏閣、野仏等）や樹木（老木や巨木）植物、湧水等の調査と所在マップのづくり
- ・ホテルの飛びかう里の保全 ・啓蒙看板の設置

〔計画3〕 **産業おこし事業**

〔目的〕

- ・山菜や野菜を栽培し、販売活動の展開を検討します。また、都市部に情報を発信し田舎での体験ツアー等の誘客を検討します。

〔取組内容〕

- ・山菜（ぜんまい、ふき、わらび、うど、たらの芽、こしあぶら等）やたけのこの商品化及び販売促進の検討
- ・なつはぜ（ハチマキ・タロー）・がまずみ（よつつずみ）の実の商品化の検討
- ・高齢者いきがい活動支援目標による地元産品野菜等の販売促進
- ・都会からの体験ツアー誘客（農事体験や山菜とり）の検討

〔計画4〕 **景観形成事業**

〔目的〕

- ・指定花木の全戸植栽を促すとともに地区内各所に花の名所づくりを行い、美しい自然の景観形成をめざします。また、現存する桜についても保存を優先した取組みを行ないます。ほかに河川環境保護活動として、親水できる河川環境や団体活動支援等を行ないます。

〔取組内容〕

- ・花の公園や名所づくり ・水に親しむ河川環境の整備や支援
- ・水に親しむ場の環境整備等を行なうほか川を利用した活動等支援
- ・つつじ山や良好な眺望・景観の保全

〔計画5〕 **広報等その他事業**

〔目的〕

- ・住民意識を高揚させるための広報を行ないます。ほかに、地域づくり活動をより充実させるため、関係機関への要請活動や地区民研修事業を実施します。

〔取組内容〕

- ・住民意識高揚のための独自広報の実施 ・行政機関への要請活動 ・研修事業の実施
- ・団体活動の支援

(4) 中谷地区まちづくり計画

○ 地区の概要・特性

中谷地区は、石川町の北東部に位置し本宮区、双里区、形見区、谷沢区、坂路区、谷地区、中田区の7行政区からなり、東は古殿町、北は、平田村に隣接しています。

地区内の本宮地区から谷地地区に至るまで重要幹線道路である主要地方道いわき・石川線が東西に走り、いわき市と中通りを結ぶ交通の要所となっています。

地区面積は、約26.5km²、うち農地が4.7km²、山林が18.0km²、その他3.8km²となっています。農地の占める割合は17.7%ですが、年々遊休農地が多くなってきています。山林は、67.9%を占め、谷間は勾配が急峻な地形をなしており、中田地区は、やや穏やかな勾配となって里山の趣を残しています。

歴史的には、塩の道として古くから人々の往来があり、坂路地区は宿場町として栄え、当時は地域の政治、経済の中心的役割を担っていました。また、地区内を流下する今出川、飛鳥川の由来も京都府にある川と同じ河川名であることから古くから人々が生活していたことが伺えます。

○ 地区の現状と課題

- ・ 少子化の影響で少しずつ人口の減少を示しており、このことは、農業後継者不足につながり山間部の農地の荒廃も目立つようになってきました。また森林資源についても荒廃が進行しており動植物に対する影響が現れてきております。
- ・ さらに、地域の伝統・文化・行事等に対しても影響を及ぼし継続していくことが困難になっている現状があります。
- ・ 恵まれた自然環境の中で、自然、歴史、文化等の地域資源を有効に活用して、世代間を超えたコミュニティ活動を積極的に展開し、様々な事業活動をとおして地域を再発見するとともに、地域活性化に向けた取り組みが求められています。

このため、

- ・ 地域のひとが誰でも参加できる地域づくり
- ・ 伝統行事を承継するリーダーの養成
- ・ 自然環境を次世代に引き継ぐ体制づくり
- ・ 荒廃農地の有効活用
- ・ 神社・仏閣及び伝統芸能の伝承・保存
- ・ 学校の統廃合に伴う施設の有効活用
- ・ 7地域事業の連携と促進

等を通して地域をあげた活動を展開することによって活性化を図ることが必要です。

○地区の将来像

自 然 と 共 生 す る 美 し い 里

○ 事業計画

〔計画1〕 清流の保全

〔目的〕

- ・人々の生活を育んできた今出川・飛鳥川が地域に果たしてきた役割について学び、自然環境がもたらす動植物の生態系などを知りながら地域の潤いを後世により良い姿で引き継ぐ取り組みを図ります。

〔取組内容〕

- ・河川環境の保全 ・ホテルの里づくり ・ハッチョウトンボの里づくり ・分水嶺の保存

〔計画2〕 住みよい環境づくり

〔目的〕

- ・花木をとおした地域づくりを進めるため、住民総参加の意識の高揚を図る。また、遊休農地の活用を図るため、そばや雑穀等の栽培生産を呼びかけ「食」による地域づくりをめざします。

〔取組内容〕

- ・桜の里づくり ・花のある里づくり ・そばの里づくり

〔計画3〕 みどり豊かな里山づくり

〔目的〕

- ・地域の面積の大半をしめる森林に、多くの人々が親しみを持てるような環境整備を図り森林との共存を考え、併せて間伐材の利用の推進に務めます。

〔取組内容〕

- ・背戸山づくり ・二本ブナ保全 ・間伐材の有効活用

〔計画4〕 伝統・芸能の伝承

〔目的〕

- ・長年の生活の中から生まれた伝統、芸能や生活文化の伝承を再認識し、先人が残した歴史を学びながら、伝統、芸能、文化の伝承を通し地域づくりに務めます。

〔取組内容〕

- ・秋季祭礼の伝承 ・伝統・芸能の伝承 ・リーダー及び後継者の養成

(5) 母畑地区まちづくり計画

○ 地区の概要・特性

- (1) 母畑地区は、石川町の北部に位置し、北須川を挟んで、東側の湯郷渡・北山地区と西側の母畑地区から構成されています。
- (2) 母畑地区の面積は約17.2km²、多くの山林と水田や畑の点在する自然豊かな地区です。古くから稲作と畑作や林業を中心とする農業地域であります。現在は、会社等に勤めながらの兼業農家が多くなっています。
- (3) 古くから母畑温泉があり、年間を通して多くの観光客が訪れる観光地でもあります。
- (4) 北須川の上流には、千五沢ダムがあり、農業用水として利用されているほか、遊歩道やレクリエーション施設が整備されており、四季を通して多くの利用が見られます。

○ 地区の現状と課題

- ・兼業農家では、高齢化と後継者の不足により、農地や山林の荒廃が進んでいることから、自然と農用地を生かした、高齢者をはじめとする地域での生きがい作りと交流の場の確立が求められています。
- ・後世に残したい史跡や神社、景勝地や樹木の保存や管理が不十分となっていることから、地域の史跡や神社、景勝地や樹木の保存と活用が必要となっています。
- ・子供の遊ぶ姿や、大人の交流も少なくなり、地区の連帯感が薄らいできていることから、地区における交流の機会の創出が望まれています。
- ・山間地が多いため、道路の道幅が狭い所や急カーブの箇所が多く、生活道路の危険箇所が多い現状となっています。特に冬期は、雪のため生活道路として支障を来していることから、生活道路の整備が強く望まれています。

○ 事業計画

〔計画1〕 **誇れる資源の整備・保存事業**

〔目的〕

- ・地域にある名勝、旧跡、文化財、自然資源を母畑地区の誇れる資源として、地域で再認識すると共に、後世に残すための整備と保存を行います。

〔取組内容〕

- ・母畑マップの作成と宣伝
- ・案内看板の作成と設置
- ・施設の整備と保存
- ・地域における啓蒙活動と活用

〔計画2〕 **地元農作物の直売と生きがい作り事業**

〔目的〕

- ・高齢者を中心に、農作物や山菜等の生産と直売による消費者との交流の場所を設け、生きがい作りを進めます。

〔取組内容〕

- ・農地を活用した農作物や山菜等の生産
- ・直売所の整備と消費者との交流
- ・足湯の整備と温泉の提供

〔計画3〕 **北須川の遊歩道の整備と保全及び堀田川の景観整備事業**

〔目的〕

- ・北須川で魚釣り等の遊びができる場所をつくり、川の景観を楽しみながら、遊歩道を活用した健康づくりを進めます。又、堀田川の堤防沿いの景観を良くし、散策路を整備します。

〔取組内容〕

- ・北須川の遊歩道の整備（下の湯～八幡神社、北須橋～亀石～前ノ内）
- ・遊歩道の保全と散策による健康づくり
- ・堀田川の堤防沿いの植栽と保全
- ・看板等の作成と設置

(6) 野木沢地区まちづくり計画

○ 地区の概要・特性

野木沢地区は、石川町の西北に位置し、中野・曲木・塩沢の三行政区からなり、西は矢吹町、北は玉川村に隣接する中山間地の地区です。JR水郡線野木沢駅、国道118号線が地区の西側を南北に走り、福島空港まで10km以内と交通の便に恵まれた地域です。地区面積は約10.6km²、その内、農地が約43%を占めていますが、国営母畑農地開発事業で開拓された農地が利用されていないところが多く、また転作事業の休耕田等で荒廃しているところが目に付くのが現状です。その他、山林・原野が約34%あり、比較的勾配の緩やかな里山の原形が辛うじて残っています。

歴史的には石川氏の面影を残す藤田城址、曲木城址等を見ることができます。また、県指定文化財の悪戸古墳群、町指定の曲木石造塔婆群の指定文化財もあり、小和清水をはじめ平安時代の女流歌人・和泉式部にまつわる地名や伝説も多く残っています。

○ 地区の現状と課題

- ・世帯数は少しずつ増加していますが、人口はわずかずつ減少傾向を示しています。人口減少や少子高齢化は地域事業への理解と協力にも、今後支障が出るものと考えられます。
- ・少子高齢化が進む中で地域事業、共同作業、伝統行事等への参加の減少が心配されます。
- ・事業等の連携・共同開催、観光客(母畑温泉客等)・訪問者の積極誘致が必要です。
- ・各種団体役員等のリーダーが不足している状況にあります。
- ・将来に向けた地域事業等の運営資金の確保が必要です。
- ・地域事業等を通じた収入源の思索が必要です。
- ・母畑国営農地開発事業で開発された田・畑の土地の有効活用が求められています。
- ・天然資源を活用した販売品の考案が必要です。
- ・地区内外、町外への情報発信が必要です。

○ 事業計画

〔計画1〕 歴史を活かした事業

〔目的〕

- ・地域の歴史的資産を活かした地域活動を、地域住民の意識高揚を図りながら展開し地域財産としての活用を図ります。

〔取組内容〕

- ・藤田城跡整備 ・和泉式部の里づくり
- ・県指定、町指定等の文化財、地区景勝地との地理的連携
- ・史跡学習と地域づくり意識の高揚

〔計画2〕 自然を活かした事業

〔目的〕

- ・豊かな自然を誇れる活動を進め、人と自然が暮らしの中で潤う地域づくりを目指します。

〔取組内容〕

- ・禿山つつじ祭り ・禿山の公園の再生、整備 ・秋の収穫祭
- ・農地の活用を柱とした地域振興活動(中山間地等直接支払事業等)
- ・母畑温泉観光客を呼び込める地域興しや産業(農業)興し事業
- ・母畑国営農地開発事業で開発された土地の有効活用と特産品づくり
- ・豊かな自然を活かした安全・安心な作物づくり
- ・高齢者の生きがいと健康保持・増進が図られる自然を活かした環境づくり
- ・野木沢駅・R118号等の交通利便性の活用

〔計画3〕 伝統を後世に伝え地域住民の交流を図る事業

〔目的〕

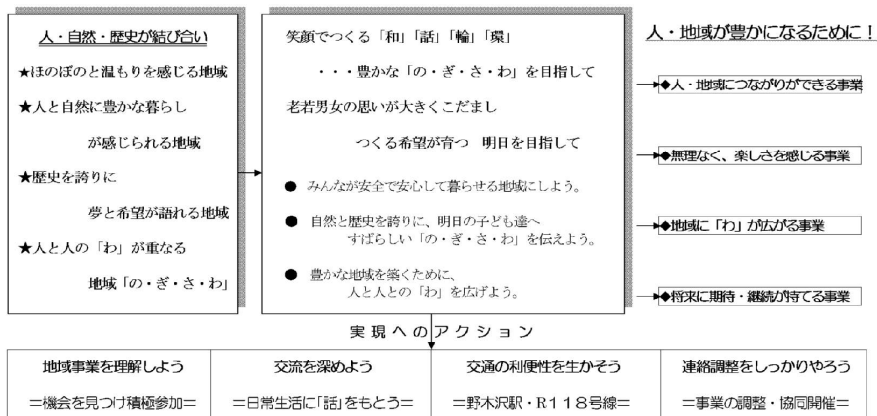
- ・地域の伝統を継承し、人と地域につながるの場と交流の機会をつくり、故郷文化の大切さを認識しながら後継者の育成を図ります。

〔取組内容〕

- ・各地区盆踊りの継承と後継者の育成 ・各地区祭り
- ・盆踊り、祭礼等に関わる設備備品等の整備
- ・世代を超え相互交流ができる伝統行事等への取組み
- ・地域に残る伝説や民話、年中行事、俗地名等の調査や記録
- ・三地区公民館活動の継続・発展

手をつなぎ、明日の地域を興すために

・・・笑顔でつくる「の」「ぎ」「さ」「わ」



6 町民の信頼に応えるまち（町民・行政）

【施策の体系】

- | | |
|----------------------|-----------------|
| (1) 情報化の推進 | ① 地域情報化の推進 |
| | ② 行政情報化の充実 |
| (2) 町民参加の推進 | ① わかりやすい情報提供の推進 |
| | ② 町民との対話の推進 |
| | ③ 町民協働型まちづくりの推進 |
| | ④ コミュニティ活動の充実 |
| (3) 効率的な行財政の運営 | ① 行政改革の推進 |
| | ② 健全な財政運営 |
| | ③ 自主財源の確保 |
| | ④ 窓口サービスの充実 |
| | ⑤ 庁舎建設の促進 |
| (4) 広域行政・地方分権の
推進 | ① 広域行政の推進 |
| | ② 権限移譲の推進 |
| | ③ 人材の確保・育成 |

(1) 情報化の推進

【前期の取組み】

- ・石川町内ブロードバンド未整備地域解消のため、石川町主要幹線に光ファイバーケーブルを敷設し、全戸がインターネット接続サービスを楽しむことができる環境を整備しました。
- ・携帯電話通話エリア拡大の要望を継続的に実施し、通話エリアが99%まで拡大しました。
- ・地上デジタル放送の移行に伴い、国県と連携し、難視区域の解消に向けた取り組みを行っています。

【今後の課題】

自治体を取り巻く環境は、国の「e-Japan戦略」により電子政府や電子自治体の構築が進められています。また、わたしたちの身の周りでは、インターネット、携帯電話、地上波デジタル放送などを通じ様々な情報が活用できるICT（※）社会が実現されようとしています。個人の能力が十分に発揮される社会、ゆとりを実現できる社会を目指していくためには、こうした情報通信基盤を有効に活用した住民サービスの向上を図っていくことが必要です。

しかし、本町においては、まだまだ情報通信インフラ・システムが十分に整備されているといえず、地域間の情報格差が生じている状況にあるため、町民のすべてが情報技術を利用した様々なサービスの恩恵を楽しむことができる環境を整備することが求められています。

※ ICT：情報通信におけるコミュニケーションの重要性をより一層明確化するための情報通信技術を言います。（Information & Communications Technology）

【施策の方向】

あらゆる場面において必要な情報を入手できる環境をつくるため、国・県の情報通信整備に関する制度を活用しながら、行政の情報化充実とあわせ、地域情報化の推進に努めていきます。

【施策の概要】

①地域情報化の推進

地域情報通信環境の整備促進については、これまで進めてきたブロードバンドサービス及び携帯電話通話エリアの拡大支援や地上デジタル放送の難視聴エリアの解消など、情報通信基盤の整備を推進し、地域の活性化や安全安心な住民生活のために活用していきます。

②行政情報化の充実

総合行政情報システムの運用を充実させ、国県との情報ネットワーク及び庁内ネットワーク環境の整備を図りながら、事務の効率化を推進し電子自治体の構築を図ります。

【主な実施事業】

・地域情報通信環境整備事業

・行政情報IT化推進事業

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	計画時 (H19)	現状値 (H23)	後期目標値 (H30)
地上デジタル放送 カバー率	地上デジタル放送 難視聴エリアの解消	%	59	96	100
携帯電話通話地域 カバー率	携帯電話不通話地域 の解消	%	87	99	100
ブロードバンドサー ビスエリアの拡大	未提供地域の解消	%	79	100 (達成)	

(2) 町民参加の推進

【前期の取組み】

- ・「広報いしかわ」やホームページの充実をはじめ、わかりやすい表現に努めるなど高齢者に配慮した情報の提供を行いました。
- ・地区まちづくり計画に基づくまちづくりの推進を支援しました。
- ・みんなのまちづくり事業により、自ら考え自ら実施する団体に対する支援を行いました。

【今後の課題】

- ・高齢者をはじめ、町民はどのような情報を必要としているか、どのように伝えればよいのかなど定期的に検証し、町民の視点に立った情報提供に努める必要があります。
- ・町民から広く町政に関する意見、要望を聴き、できる限り町政に反映させることが必要です。
- ・ボランティアに参加する側、受ける側の調整等、機能の充実が必要です。
- ・行政区の適正規模による運営も視野に入れながら、行政区への加入促進を図り、魅力あるコミュニティ活動の推進に努めていく必要があります。

【施策の方向】

各種行政情報を積極的に提供するとともに、様々な機会を通じて町民からの意見、要望を聴くなど、開かれた町政の実現をめざします。また町民一人ひとりが、「自分たちの町は、自分たちで考え、自分たちの手で創り、育ていく。」という意識を持って、町民（個人、自治会、ボランティア団体、NPO法人等）・民間事業者・行政がまちづくりの目標や課題を共有し、それぞれの役割を分担しながら、お互いが協働してまちづくりを進めていくことを目指します。

また、コミュニティ活動の活性化に努めながら、自治組織の一層の充実強化を図ります。

【施策の概要】

①わかりやすい情報提供の推進

町民に町政に関心を持っていただくため、「広報いしかわ」やホームページの充実をはじめ、町からの情報に目を通していただけるよう、わかりやすい表現に努めるなど高齢者に配慮した情報の提供を行います。

②町民との対話の推進

町民に町政の理解を深めていただくとともに、町民からの意見、要望等を町政に反映させるために、地区別、世代別行政懇談会を開催します。また意見、要望などの内容や、処理経過、対応状況などに対する公表方法について検討します。

③町民協働型まちづくりの推進

町民がまちづくりに主体性を持ち、まちづくりの目標や課題を共有し、それぞれの立場での役割分担を認識した行動をとっていただくため、町民（個人、自治会、ボランティア団体、NPO法人等）、事業者、行政の果たすべき役割を明らかにし、お互いに協力、連携できる仕組みづくりに努めます。

また、各地区住民による「地区まちづくり計画」を推進するため、持続可能な地域自治組織の仕組みを検討します。

④コミュニティ活動の充実

行政区長など関係者の協力を得て、行政区への未加入世帯の解消に努めるとともに、適正な規模への統廃合について助言指導を行います。さらに行政区長の研修などについても積極的に実施し、町政への理解と自治組織の育成強化を図るなどコミュニティ活動の充実に努めます。

【主な実施事業】

- ・ 広報いしかわの定期発行
- ・ 地区別、世代別行政懇談会の開催
- ・ 行政だよりの定期発行
- ・ ホームページの充実

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	計画時 (H19)	現状値 (H23)	後期目標値 (H30)
地区別、世代別行政懇談会の開催	町民意見の町政への反映	回	7	1	15

(3) 効率的な行財政の運営

【前期の取組み】

- ・ 「石川町集中改革プラン」に掲げた、歳出削減・歳入確保に向けた取り組み等を行うとともに、同プランの推進期間（平成19年度～21年度）満了後は、引き続き取り組みが必要な項目の継承と、新たに取り組みが必要な項目を加えた「石川町第2次集中改革プラン」を策定しました。
- ・ 町民サービスの向上と効率的な事務処理を図るため、庁舎建設の検討を進めました。
- ・ 戸籍の電算化を実施しました。

【今後の課題】

国の制度改革による補助金の削減や地方交付税の縮減などによる主要財源の減少に加え、社会保障関係経費の増加が見込まれ、今後も厳しい財政状況が継続するものと予想されるため、長期的な財政計画のもとで、財源の重点的かつ効率的な配分が必要となっています。したがって、「石川町第2次集中改革プラン」に掲げた項目の取り組み状況を検証するとともに、同プランの推進期間（平成22年度～24年度）満了後は、本町の実情に応じた新たな取り組みについて検討します。今後も引き続き、健全で効率的な行財政運営の確立を目指すとともに、多様化する町民ニーズに対応すべく行政機能の充実が求められています。

【施策の方向】

事務事業の効率化、組織機構の適正化等をより一層推進し、高度・多様化する町民ニーズを的確に捉えながら、地方分権に対応した柔軟で効率的な行政運営を行います。

さらに、人材の育成を図りながら質の高い行政サービスを推進するとともに、財源の確保や事務事業の見直しなど財政構造の健全化を推進するとともに、「石川町東日本大震災復旧復興計画」に掲げる復旧復興事業など、重点的・優先的に取り組むべき施策を着実に推進するための財政運営を行います。

【施策の概要】

①行政改革の推進

平成22年度に策定した「石川町第2次集中改革プラン」に基づき、事務事業の見直し、財源の確保等の取り組みをより一層推進し、効率的な行財政運営を図ります。

なお、推進期間満了後は、本町の実情に応じた新たな取り組みについて検討します。

また、厳しい財政状況と限られた人員の中で、町民のニーズに即応しつつ将来を見据えた行政運営が図られるよう、効率的な職員研修等による人材の育成と、機動的な行政組織機構の確立を図ります。

②健全な財政運営

第5次総合計画や東日本大震災復旧復興計画に掲げた各施策を着実に推進するため、国県支出金や地方債など各事業に充てるための特定財源を有効活用するほか、投資的経費の計画的な執行を確保するため、毎年度、実施計画に基づき当該年度を含む3年間の財政計画を策定します。また、この計画については、直近の財政状況を勘案しながら、毎年度必要な見直しを行っていきます。

なお、資金調達手法の多様化に対応するとともに、町民の行政への参加意欲の高揚を図り、協働のまちづくりを推進するため、「住民参加型ミニ市場公募債」の発行について研究していきます。

③自主財源の確保

町税の公平かつ適正な課税に努めながら、町民の納税意識の高揚と収納率の向上を図るために、納税組合の育成や口座振替制度の積極的な推進とともに、コンビニ収納など納税機会の拡大について検討し、自主納付の充実を図ります。

さらに、負担の公平を課題として、滞納者に対しては、延滞金の徴収、滞納処分等の執行等を行い、滞納額の縮減に努めます。

また、「石川町ふるさとまちづくり応援寄附条例」のより積極的なPRに努め、本町の進めるまちづくりに共感していただける町内外の人々からの寄附を募り、その寄附金を活用して住民参加型のまちづくりを推進します。

④窓口サービスの充実

窓口業務において町民のニーズに対応できるよう迅速かつ正確な業務の遂行に努めます。

⑤庁舎建設の促進

庁舎は、築53年が経過し老朽化が著しく、さらに分散していることから、新庁舎を建設し、町民サービスの向上と効率的な事務処理を図るとともに、様々な災害に対応できる防災拠点機能の充実を図ります。

【主な実施事業】

- ・石川町集中改革プランの推進
- ・職員の能力開発と人材管理
- ・財政計画の策定、見直し
- ・収納方法の検討
- ・「住民参加型ミニ市場公募債」発行の研究
- ・新規財源の研究
- ・庁舎建設

【数値目標】

目標項目	設定の狙い	単位	計画時 (H19)	現状値 (H23)	後期目標値 (H30)
経常収支比率	投資的経費の計画的な配分	%	91	78	85
収納率	収納率の向上	%	97.3	97.9	98.5
町職員数	効率的な行政運営	人	181	157	150
戸籍の電子化	窓口サービスの向上	%	0	100 (達成)	

(4) 広域行政・地方分権の推進

【前期の取組み】

- ・権限移譲について、行政分野ごとに、権限委譲に関する移譲事務の点検を進めるとともに、地方分権一括法に基づく移譲内容の検討を行いました。

- ・人材の確保と育成について、多様化、複雑化する行政ニーズに対応できる人材育成を図るため、ふくしま自治研修センター等の研修のほか国・県の機関へ長期実務研修に職員を派遣しました。

【今後の課題】

地方分権の流れの中で新たな広域の行政需要に効率的に対応するため、関係自治体との連携を強化し、広域的視点に立ったまちづくりをより一層推進していく必要があります。

さらに、町民と行政の協働によって、町の個性を反映した特色あるまちづくりを進めていくため、積極的に地方分権の推進を図っていく必要があります。

【施策の方向】

広域的な行政課題に効率的に対応するため、関係自治体との連携を強化し、広域的な視点に立ったまちづくりを進めます。また、地方分権の流れの中で、国・県からの権限委譲を推進するとともに、それに対応できる専門的知識や政策形成能力を有する人材の確保・育成に努めます。

【施策の概要】

①広域行政の推進

地方分権の推進と町民ニーズの把握に努めながら、圏域住民に対する広域的なサービスの提供と広域的な課題に対応するため、関係市町村と連絡調整機能の充実を図るなど連携の強化に努めます。

②権限移譲の推進

町の自己決定権の拡充を図り、町民が広く参画する真の地方自治の実現をめざし、国・県から町への権限移譲が推進されるよう努めます。

③人材の確保・育成

権限移譲に伴い必要とされる高次の専門的能力、政策形成能力を有する職員の確保・育成に努めます。また、国県、友好自治体、近隣自治体間の職員交流を進めます。

【主な実施事業】

- ・ 広域行政の推進
- ・ 職員研修の充実

第2章 まちづくりプロジェクト

人と森と土をつくるプロジェクト

1 前期の取組み

- ・直売施設整備計画素案を作成しました。
- ・東日本大震災後は、原子力発電所事故の影響による風評被害対策を行いました。

2 ねらい

石川町の資源であり魅力である「自然」を活かすことが大切です。

このプロジェクトでは、「人・森・土をつくる」ことを主眼に、有機物資源の活用と循環型システムの構築により、良い堆肥をつくり、その堆肥により良い土をつくり、その土により安全・安心な作物を育て、その作物を食し健康な体をつくる。このように、土と食物と命の有機的な結び付きによる地域連携機能の充実や高齢者の生きがいづくりを創造する施策を進めます。

3 中心となる事業

① 有機物リサイクル施設を活用した土づくり及び農地・里山の景観保全

- ・原子力発電所事故による森林・里山の放射能汚染の安全性の確立を優先した取り組みを進めます。
- ・有機物資源を活用するための有機物循環の構築を図ります。
- ・森林の資源を再認識し、森林資源の再循環を進め里山の再生を図ります。
- ・堆肥を活用した土づくりによって、おいしい農作物の生産を進めます。

② 食の循環による健康増進・生きがいづくり

- ・農林業の6次産業化により地域ブランドを育成し、製品の安全・安心の確立と地産地消を図ることを主眼に直売施設の整備を進めます。
- ・各地域の地域づくりの中から開発された製品や高齢者の生きがいづくりの視点で開発された製品等の直売機能を確立し健康増進及び生きがいづくりに努めます。
- ・特徴ある農産物の生産や6次産業の推進により新たな地場産業振興に努めます。

お ら ほ ORAHOのまちづくりプロジェクト

1 前期の取組み

第5次総合計画のスタートとともに、平成21年度から地区公民館を自治センターに移行し、まちづくりプロジェクトの推進や地区まちづくり事業を展開するとともに、運営協議会等の機能化や交付金制度の見直し等を行い、持続可能な住民による地域づくりや組織づくりを目指すための取り組みと検討を行ってきました。

2 ねらい

このプロジェクトは、住民による主体的なまちづくりを推進するため、平成19年度に策定した「地区まちづくり計画」の実行組織など、地域自治の仕組みを構築するとともに、持続可能な地域自治制度の確立をめざし取り組みます。

3 中心となる事業

① 基本理念の形成

- ・地域住民との意見交換等を通して、地域の現状や課題を把握するとともに、地域が担うべき役割を明確にしながら、地域自治の基本理念を形成します。
- ・地域自治のルールを定めた地域自治基本条例の制定を目指します。

② 地域自治に向けた仕組みづくり

- ・本町に相応しい地域自治組織の提案を行います。
- ・地域自治組織の運営に携わる人材の育成と人的支援体制（例：職員サポーター制度等）の整備を図ります。
- ・モデル地区を指定し、地域自治活動を試行することで、問題点等の検証を行います。

③ 地域自治の拠点づくり

- ・各自治センターを地域自治の拠点と位置付け、機能の強化を図ります。

④ 地域自治のための運営資金の確保

- ・地区まちづくり計画実践のための支援をいたします。
- ・地域自治協議会設立に向けての新たな「地域自治交付金制度」を構築します。
- ・地域自治活動に必要な資金づくりについて検討します。

⑤ 持続可能な地域自治制度の確立

- ・地域自治の実践と検証を行うことで、持続可能な制度の確立を目指します。
- ・第5次総合計画で策定した、地区まちづくり計画についての進行管理を行います。

子育て夢プロジェクト

1 前期の取組み

- ・子育て支援サロンを開設し、子育て中の親子や地域住民が集い情報交換や育児相談ができる場を提供しました。
- ・児童クラブや子ども教室を開設し、放課後児童が安心して過ごすことのできる環境づくりに努めました。
- ・母子保健事業等を推進し、子どもの健全育成に努めました。
- ・育児講座を開設し、性別による固定的な役割分業意識の払拭と子育てへの理解と関心を高めることに努めました。

2 ねらい

子どもが「夢」を持ち、子育てに「夢」が持てる「みんなで支える社会づくり」の理念のもとに、町や地域における様々な育児支援策の検討や企業における子育てに理解のある雇用環境づくり、男性の育児参加等に重点的に取り組むほか、次代の親づくりの視点を取り入れ、子育て・子育て環境づくりを推進します。

3 中心となる事業

①地域の子育て応援事業

- ・「子育て応援団」の組織化
子育て支援に協力できる一般町民や元保育士、元教師等の経験者を広く公募することにより「子育て応援団」を組織し、子育て支援事業全般にわたり、育児のサポートを行います。
- ・子育て支援サロンの開設
公共のスペースや空き店舗等を活用し、子育て中の親子や地域住民がともに集い、子育ての情報交換やボランティアによる育児相談ができる場を開設します。

②子育て世代応援事業

- ・子ども一時預かりサポート事業
育児中の母親の心身のリフレッシュやその他急用の際に、地域のサポーター等による子どもの一時預かりサービスを行います。
- ・子育て支援事業
保育所、児童館、幼稚園などの児童を養育する子育て世代への支援制度を構築します。
- ・放課後子どもプラン
小学校低学年の児童が、放課後安心して過ごすことのできる環境づくりに努めます。

③子どもの健全育成応援事業

- ・子どものこころと体の健康づくり
子どもの健康づくりを支援するため、従来の母子保健事業等を拡充し、子どもの健全な育成を図ります。
- ・親育ち、子育てセミナーの充実
共働き、核家族化が増える傾向の中で、両親による育児は益々重要となっています。母親と同様に父親のためにも育児講座を行い、性別による固定的な役割分業の意識を払拭するとともに、子育てへの理解と関心を高め、家庭や地域の養育力の向上を図ります。

④子育てしやすい雇用環境整備事業

- ・ワーク・ライフ・バランスキャンペーン
育児休暇制度や子育て中の多様な働き方を推進するため、女性団体や子育て支援組織と連携し、企業訪問等により優良な雇用環境づくりを進めます。

ふるさといしかわ人づくりプロジェクト

1 前期の取組み

- ・各小学校で郷土教育を実施しました。
- ・児童、生徒の人間関係能力の編成や学力向上を目指し、各校間での学習交流を実施しました。
- ・職業観を育成するため、キャリア教育全体計画を各校で作成しました。
- ・複式学級の解消と学校の適正規模の構築を図るため、小・中学校統合計画（案）を作成しました。

2 ねらい

子どもたちが「いしかわ」を愛し、未来に夢を持って生き抜く真の学びの育成をめざします。そのため、多様な活動が可能な学校教育環境を整備するとともに、町内の小学校・中学校・高等学校における、児童・生徒間交流等を中心とする連携教育を推進していきます。さらに、学校教育と生涯学習の融合を図り、地域間、世代間交流等の場として、学校施設を整備し、活用できるよう進めます。

3 中心となる事業

① 郷土教育の推進

- ・町や地域が持つ歴史、伝統、文化などを大切にしながら、ふるさとを愛し、ふるさとを誇れる郷土教育の推進を図ります。

② 小・中・高校教育の連携

- ・町内の保育所等と小学校1年生との交流活動を実施し、幼児から児童への発達過程で生じる諸問題の解消を図ります。
- ・町内小学校6学年すべての児童の交流活動並びに中学校教師と小学校教師との協力授業による学習活動を展開し、小学から中学へかけての青年期特有の違和感から生じる諸問題の解消を図り、児童・生徒に確かな学力が保証できるようにします。また、子供の進路指導も踏まえ、高校、中学校の教員による連携を進め、授業研究等を継続します。
- ・異年齢、異校種の児童を対象として各種交流学習を実施し、社会性や道徳性及び対人関係能力の向上を図ります。
- ・子どもの発達段階に応じた勤労観や職業観を育てるため、人の生き方の教育の実施と企業との連携を図ります。
- ・学校教育の推進において、地域の人材の活用や生涯学習との連携を図り事業を展開します。また、学校施設を活用した各種事業を実施します。

③ 学校の統合、施設の耐震化の推進

- ・子どもたちに多様な学習機会が提供できるよう、平成27年度の円滑な学校統合を目指すとともに、統合小学校及び給食センターの建設並びに校舎等の耐震改修を推進し、安全安心な教育環境の整備に努めます。

さくらの郷づくりプロジェクト

1 前期の取組み

- ・桜ボランティアや団体、専門家育成の研修、案内ガイド、一本桜や桜並木等の樹勢回復、病虫害駆除などさくらの保全・管理に努めました。
- ・苗木の無償配布、友好の森植樹、八幡山整備、桜谷句碑建立、花の会・さくらの会加盟などさくらの杜づくりを推進しました。
- ・桜まつり、ライトアップ、周遊バス、桜ツアー、ロードレース大会、ウェブサイト、ガイドパンフ、年賀ハガキ、ポスター、イメージソング、フォトコンテスト、写真教室、スケッチ展、桜のショー、駅からハイキングを実施し、さくらによる交流人口の拡大を図りました。
- ・屋台、茶店出店、桜染め、桜菓子、買物袋、切り花、花見弁当選手権、花より団子選手権により特産品開発に取り組みました。

2 ねらい

今出川、北須川沿いに連なる1,000本を越えるさくら並木、地域に美しい花を咲かせる一本さくらなど本町のさくらは、町民の誇りであるとともに憩いと安らぎを与えてくれる大切な宝です。

このさくらを有効に活かしたプロジェクトを協働により取り組み、人が、まちが、そして地域が元気になる施策を進めます。

3 中心となる事業

① さくら保全・管理事業

- ・地域にさくらボランティア等を組織し、行政との協働により、地域住民が主体となるさくらの保全・管理を進めます。
- ・講習会等の開催により、さくらに関する専門知識を備えたサポーターを育成し、さくら保全活動を支援できる体制を整備します。
- ・樹齢60年を超え老木となっている今出川・北須川の両岸の桜を中心に、樹勢の回復を行います。

② さくらの杜づくり事業

- ・地域住民の声を基に、新たなさくらの名所づくりを進めます。
- ・さくらの植樹、保全・管理、桜を活かした地域づくり等を進めるためのネットワークづくりを行います。
- ・江戸時代に石川町の市街地が「桜谷」と俳句に詠まれていたことから、市街地を中心にさくらの植栽、保全・管理を進め、「さくら谷」の復元を目指します。

③ さくら人交流事業

- ・本町のさくらや名所・旧跡等の案内人の育成及び組織化を図り、来町者へのもてなしの心を向上させ、交流人口の増加を図ります。
- ・さくらに関する様々な情報を発信し、本町への誘客を図ります。
- ・4月を「さくら月間」として位置付け、町内外の方がさくらを楽しむことができるイベント等を開催します。

④ 特産品開発事業

- ・さくらを活用した商品等の開発を進め、新たなさくらの魅力を創出し、本町の活性化を図ります。